

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和2年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○林委員

光市一般会計予算書の193ページをお願いいたします。事務局事務費の3段目、いじめ問題調査委員会委員報酬7名、12万4,000円、費用弁償3万5,000円とございますけれど、ただいま御説明がございましたが、これ前年度と変わらない金額であります。それがどうこうというんじゃないんですが、いじめが起きて協議するのではなく、いじめが起きる前の段階でしっかり対策をしていただきたいと思いますと思いますが、どのようなときに開催されるのか、具体的に御説明をお願いします。

○河本学校教育課長

いじめ問題調査委員会の開催について御質問いただきました。いじめ問題対策委員会につきましては、いじめ防止対策に関する重要事項についての調査、あと審議、さらに市立学校において発生したいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査が必要になったときに、随時開催するということになっております。

以上です。

○林委員

理解いたしました。いじめ問題は大変難しい問題であると思っております。最近では、吃音で苦しんでいるお子さんもいらっしゃるようでございますので、何げない言葉、何げない行動、受けた人の心や身体に大きな傷を受ける重大問題と思っております。しっかりとサポートしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○田邊委員

おはようございます。教育所管は幅広いんで、一応ここの教育総務費で聞きたいのでちょっと聞いてみますが、予算書の192ページから教育費全体となりますけど、今言う会計年度任用職員の制度の導入、全体に係るところなんで難しいと思うんですけど、この制度の導入の影響額というのが幾らになるのかというところを教えてもらいたいと思いますけど、どうでしょうか。一個一個のほうがいいですか。

○委員長

どこですか。総務費に計上されていますかね。

○田邊委員

全てにおいて。

○升教育総務課長

お尋ねの会計年度任用職員制度の導入に係る影響額という御質問でございます。

先ほど委員仰せのとおり、教育委員会の嘱託職員は多数にわたっております。その給与費につきましては、先ほど御説明で申し上げました事務局費に一括計上されておりましたけれども、このたび各事業のほうに振り分けて、その任用形態に応じて予算計上をさせていただいているところでございます。

教育委員会自体の総額で申し上げますと、約980万円程度増加をしておりますが、これは先ほど申し上げたスクールライフ支援員の増員でありますとか、サンホームの支援員の予算上の増額でありますとか、そういったものも入っておりますので、実質的な影響額としては430万円程度と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

430万円の影響額ということはわかりました。私もいろいろ見たんですが、嘱託給とか、そういう臨時職員の賃金のところが会計年度に変わっているのはわかるんですけど、わかりました。

それでは、予算説明資料の88ページをお願いしたい。国の地方財政対策のところなんですけど、11番、会計年度任用職員制度の施行に当たっての対応、こういったものがあるんですけど、期末手当の支給に係る経費、これは予算計上において、国の制度、この対応のものを使われたというところでしょうか。

○升教育総務課長

会計年度任用職員の期末手当に係るお尋ねでございます。こちらにつきましては、さきの議会でもお諮りしておりますように、条例また規則に基づいて支給をする予定でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。ここで問題なのは、期末手当を払うので本給を削減するということがないように注意してもらいたいと思います。

続きまして、会計年度は終わりました、教育関係全体なんですけど、起債額について、これは予算書の7ページをお願いしたい。ここなんですけど、起債額は、臨時財政対策債を除くと、教育所管分で全体の49%であります、今回の予算については。今回の教育庁舎整備事業、これは先ほど説明がありました。これは有利な起債と思いますが、どのような起債であるのかというところをお尋ねしたいと。お願いします。

○升教育総務課長

起債のお尋ねでございます。先ほど当初予算概要の16ページのほうで御説明をさせていただきましたが、教育庁舎のLED化、また小中学校体育施設というところでございます。こちらにつきましては指定避難所の機能強化ということで、起債といたしましては、緊急防災・減災事業債という起債がございまして、そちらの利用が可能となっております。こちらにつきましては、起債の充当率が100%、交付税算入率が70%となっております。

以上でございます。

○田邊委員

交付税の算入、算定額が70%の有利なやつということで理解しました。全体なんですけど、先ほどの7ページで市債の部分が、令和2年度については、教育費はほとんどが増減の場合は4億5,830万円が地方債という、下から5段目は全て教育費の事業債みたいなもんなんですけど、これについて教育費全体で考えるというところなんですけど、そのあたりの投資的経費がほとんどであるというところの考えをここで教えてもらえたらありがたいと。お願いします。

○委員長

田邊委員、まだ説明を受けてない事業の起債も入っていますので、1回全部説明を受けて、最後のところで聞いていただけますか。

○田邊委員

後ほど全体で聞かせてもらいます。

予算書の197ページをお願いします。スクールライフ支援事業について。このスクールライフ支援員を3名から4名に増員しております。概要版の14ページにも、その活動を充実させるということを書いていますけど、どのような形で充実させようとしているのかを的確に、明確に説明してもらいたいと。お願いします。

○河本学校教育課長

スクールライフ支援員増員に関してお尋ねをいただきました。このスクールライフ支援員事業につきましては、御承知のとおり、学校、家庭からの要請に応じて、子供一人一人の状況に合った支援、対応、これに取り組む事業でございます。1名増員することによって、現在行っております学習活動プラス自然と触れ合う活動、あと人と人をつなげる活動とか、具体的に言いますと散策、自然散策、散歩、キャッチボール、魚釣り、このような実際、学びに直結しない活動においても手を広げていきながら個に応じた支援、子供の自己肯定感を高める、学ぶ姿勢を高めていく、そのような取り組みにつなげていきたいと考えておるところです。

以上です。

○田邊委員

今のスクールライフ支援員の性別、4名の性別で、女性と男性の何名ずつなんですか。

○河本学校教育課長

次年度、新たに1名、女性のスクールライフ支援員を予定しておりますので、男性2名、女性2名の予定としております。

以上です。

○田邊委員

先ほどの答で、自然とまたキャッチボールなど、そんなものを行って、不登校児童の心を開いていくという考え方を答えられたんですけど、そういった分は女性でも可能、男性でも可能というところなんですけど、そういったところの考えもあつての今の女性対男性の比率なんですか。

○河本学校教育課長

今お示しいただいたとおり、子供一人一人に応じた支援、対応を考えておりますので、男女比等も、子供の男女比等も考慮した上で支援員の採用を行っております。

以上です。

○田邊委員

不登校の場合は子供のストレスが形に出たと。心を開けないというところで、本市のスクールライフ支援員事業が、次年度で自然と触れ合うと、またキャッチボール等というところで、新たに結果が出ることを期待して終わります。

○仲山委員

説明の中の確認させてください。193ページの上のほう、教育委員会運営事業のところで、費用弁償の説明で先進地視察といったことが説明で言われたんですけども、これ金額が昨年よりも多いということもあるので、例年のことではないのかもしれないので、そのあたりのことについて伺いできればと思います。

○升教育総務課長

お尋ねの先進地視察についてでございます。平成31年度、本年度につきましては、京都市のほうに小中一貫教育の視察に参るという費用弁償を計上しておりました。来年度につきましては、東京都の墨田区で予定をしておりますが、キャリア教育、こういったものを視察してきたいということで予算計上をしておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

説明ありがとうございました。よくわかりました。

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○林委員

令和２年度光市当初予算案の概要の16ページをお願いいたします。公共施設におけるＬＥＤ照明の導入につきましては、先ほどから詳細にわたって御説明いただきました。そこでお尋ねをいたします。体育館３館の名前と、小中学校ともに導入される学校名をお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○升教育総務課長

ＬＥＤへの更新ということで、小中学校の７校、中学校の３校ということでございます。対象校は島田小学校、上島田小学校、浅江小学校、光井小学校、三井小学校、三輪小学校、岩田小学校、室積中学校、島田中学校、大和中学校の10校となります。

また、先ほど申し上げましたように、今回対象となっていない学校につきましては、27年度に実施いたしました非構造部材の耐震化などの事業にあわせまして、既にＬＥＤ化を終えておるということでございます。

以上でございます。

○委員長

学校だけの質問でいい。また体育はまた。

○林委員

ありがとうございました。理解いたしました。先ほども御説明いただいたように、残りの小中学校は先にされているということを理解いたしました。今後、工事に当たっては、私が言うまでもございせんけれど、児童生徒が使用していないときとか、大きな機材も入りますでしょうから、安全に行っていただきますようお願いいたしておきます。

終わります。ありがとうございました。

○田邊委員

予算書の37ページのところお願いします。小学校債、中学校債なんですが、１億3,490万円と4,130万円の市債、これについての有利な地方債かという、先ほどと同じようにお願いしたいんですけど、よろしくお願いいたします。

○升教育総務課長

予算書37ページの市債ということでお尋ねをいただきました。こちら小学校整備事業債、中学校整備事業債、これらに係る起債でございますが、分類でいいますとトイレ改修工事、また屋上防水等工事、先ほど申し上げたＬＥＤの工事、この３つの工事に市債

を充てております。LEDの更新につきましては、先ほど申しあげました緊急防災・減災事業債というものでございます。また、トイレ、屋上防水等につきましては合併特例事業債、こちらを活用しております。充当率は95%、交付税算入率は70%でございます。以上でございます。

○田邊委員

わかりました。市債の充当率とかはわかりましたので。それでは続きまして、予算書の201ページと205ページをお願いします。教育用コンピューター機器借り上げ、201ページと205ページに、小中学校でともにあります。この台数は、281台と177台ということですけど、3月補正でGIGAスクール構想がありました。これとの関係があるのかというところが知りたいのでお願いします。

○升教育総務課長

先ほど申しあげましたとおり、小学校281台、中学校177台の借り上げ料ということで計上しておりますが、こちらにつきましては、全体で見ますと7.5人に1台、今整備をされている状況でございます。

先ほど委員が言われましたGIGAスクール構想、こちらについては段階的に整備を進め、1人1台の端末を目指すというものになっております。先ほど申しあげました小中学校合わせまして458台、これは既に配備済みということになりますので、残りの台数について、今後整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

GIGAスクール構想とは関係があるというところは理解しました。

これでいわゆる指導や技術研修、また県教委がいろいろ行うというのが昨年度あったんですけど、そういったところとの関係があるのか。3Dのプリンターを利用して、またそういったものをやるというのが、31年度、元年度には説明があったと思われるんですけど、同じような流れなんではいしょうか、コンピューターの機器借り上げとGIGAスクールなどのそういったものは。

○升教育総務課長

GIGAスクール構想ということで、1人1台の端末を使って、どのような教育を進めていくかということにつきましては、これから活用計画等々を立てて策定していくことになります。その中でお示しのような教材を、どのように使って、学びを高めていくか。そういったことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

考えとして、コンピューター1台当たり幾らか。そういったものはあるんでしょうか。

○升教育総務課長

今、国のほうで示しておる単価、できるだけ安価にということで、1台当たり4万5,000円という単価が示されておるところでございます。

以上です。

○田邊委員

3月補正では校内ネットワークLAN、これが恐らく2分の1の補助だったと思うんですけど、ICT活用は、光市教委としては、こういったメリットがあるかというところをここで聞きたいと。お願いします。

○河本学校教育課長

教職員へのメリットとともに、子供への教育の質の高揚がまず考えられると思います。特に次の2点において大きな成果が期待できます。

まず1点目ですが、教科書に附属しておりますQRコード、これ今回の教科書採択の中で採択された教科書、ほぼ全てついておりますけれども、このQRコードを読み込んだ授業で、子供たちの力が伸ばせるのではないかと考えています。

実際QRコードを読み込んでいくと、通常の教科書のように文字情報だけでなく、画像とかアニメーション、この動画が視聴することができます。ですから、文字情報だけでなく動画、動きのある情報を参考にしながら、子供たちの学びが深まっていくというふうなことが今想定されております。

あと2点目につきましては、現在取り組みを進めておりますプログラミング教育、こちらのほうへの活用が可能であろうと考えております。

現段階では、主にスクラッチというプログラミングアプリを用いまして、自分の考えを表現する。自分の意図する一連の活動を実現するための論理的な思考力、これを養うための非常に大きなツールになるであろうというふうに考えておるところであります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。ちゅうてもコンピューター、難しいんで、一応理解はしました。学校のICT化は、教育のICT化に向けた5カ年計画、御存じとは思いますが、2018年から22年をめどに地方財政措置で行われると。3月の補正では、補助金を出してもらうという形で、校内ネットワークのLANが2分の1の補助ということなんですけど、私も思うのに、効果的な学習については、遠隔地と病気の児童、特別支援教育等の学習環境の整備とか、こういったメリットはあるんですけど、集団的な学びの軽視が気になるところなんで、ここだけ注意してもらいたいと。光市教育においては、集団的な学びは大切と、そこは重要だと。また、ICTも同じく並行して。ここだけお願いします。

それともう一つ、小中学校費の就学援助事業、203、207ページなんですけど、これ小学校、中学校費ともに減額。中学校で90万円減額というところと、小学校のほうでは200

万円減額。これについての前年比と意味合いを教えてくださいというところなんですけど、お願いします。

○升教育総務課長

就学援助費の予算についてのお尋ねでございます。先ほど御紹介をいただきましたけれども、再度お答えいたします。

31年度の当初予算でございますが、小学校費が3,700万円、中学校費が3,285万円、合わせて6,985万円でございます。令和2年度、計上させていただいております額が、小学校費が3,500万円、中学校費が3,190万円、合わせて6,690万円となっております。小学校費で200万円の減、中学校費で950万円の減、合わせて295万円の減、4.2%の減少となっております。

こちらにつきましては、予算立てにおきまして、過去の実績等々を勘案して計上をいたしております。対象児童の減を若干見込みまして、こういった予算額を計上させていただいております。

以上でございます。

○田邊委員

済みません。先ほど950万円の中学校は減と、95万円でしょう。

○升教育総務課長

失礼しました。中学校費の比較でございます。訂正させていただきます。昨年度の予算額3,285万円、今年度の予算額3,190万円、差額は95万円でございます。訂正いたします。

○田邊委員

わかりました。就学援助の実績をお願いしたい。小中学校ともをお願いします。

○升教育総務課長

30年度の決算の実績で申し上げますと、小学校費が3,011万6,000円、中学校費が2,918万4,000円、合わせて5,930万円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

いわゆる予算内には入っているというところで、結局、予算でも多めにはとってあると、実績からいえばというところは理解しました。これについては、小中ともに、一番大事なのは周知、周知の部分と思うんです。周知してもらって、そういった方が知らないまま、いわゆる入学準備金とか。昨年からの制度は国によって充実されたと思うんです、いろいろなセットみたいなものが。だから、周知が大事と思うんですけど、このあたりのところは、令和2年度はどう考えるでしょうか。

○升教育総務課長

制度の周知についてのお尋ねでございます。委員御案内のとおり、就学援助制度は、平成29年度から総合的な見直しを行って、その一環といたしましても周知の強化を図っております。

現在の状況を申し上げますと、市広報及びホームページに掲載するのに加えて、学校を通じまして、対象となります全ての家庭に周知の案内を配布しております。これは例年2月にやっております、今年も行っております。

また、就学時健診、これ10月から11月ごろ行われますが、こちらや一日入学、2月に行われる、そういった機会を利用して、入学前児童の家庭にも案内を配布し、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。周知の部分を重要ということで、予算はこれだけ組んで、あとは周知、決算でできるだけ就学援助を利用される方が残らないようにお願いします。先ほども言われたように、29年度から拡充しておりますので、この制度は児童生徒援助、この要望をお願いして終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○岸本委員

1問ほど質問させていただきます。予算書の23ページをお願いいたします。下から7行目ぐらいの2番中学校費補助金、その中の交付金。上の小学校費補助金には交付金が3,029万6,000円ついておりますけど、中学校費のほうにはついておりませんが、これはどうしてでしょうか。お願いいたします。

○升教育総務課長

交付金のお尋ねをいただきました。小学校費の補助金に計上しております学校施設環境改善交付金3,029万6,000円でございますが、これは先ほど説明をさせていただきましたとおり、上島田小学校、浅江小学校、岩田小学校のトイレ改修工事に係る国の交付金でございます。令和2年度につきましては、中学校のほうのトイレ改修工事は計上しておりませんので、形的に小学校費のみに計上されておるという形になっております。

以上でございます。

○岸本委員

中学校の屋根の工事とかがありますが、それにはつかないのでしょうか。

○升教育総務課長

トイレ改修に係る交付金ということで受けておりますので、屋上防水等には国庫補助金は活用しておりません。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

○仲山委員

小学校教育振興事務費、予算書201ページのほうで説明がございました。印刷製本費のほうで、副読本をつくられるという話でありました。この副読本、どのようなもので、どのような使い方をするものなのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○河本学校教育課長

副読本につきましては、小学校3年生が社会科の授業で使用するものとなっております。小学校3年生の社会科における学習内容は、身近な地域や市町村の様子について、学習の問題を研究、解決する活動を通して、市の様子を大まかに理解する。詳細でなく大まかに市の特色を理解するとなっております。

この副読本「光市のすがた」については、県内における本市の位置関係、あと地域ごとの地形とか土地利用、産業、歴史資料、このようなものが詳しく掲載されておまして、光市の様子を理解したり調べてまとめたりする。このような学習活動に効果的に使用しております。

これからも社会科の目標であります地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。この目標が達成できるように、本市独自の副読本「光市のすがた」を効果的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

いわゆる光市民学なんかのベースになるようなものかなというふうに理解しました。私、見たことが、以前のものなので、今はどうかかわからないんですけど、少々厚みも5mm程度あるかなというような、しっかりとした副読本だったと思うんですけど、ああいったものというのは、ちなみに、どこの町もつくっているものなんですか。

○河本学校教育課長

全ての市町というわけではないでしょうが、多くの市町のほうで副読本の作成には取り組んでおられると聞いております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。私はあんなに立派なものというのは、初めて見たものだった

たので、印象があれなんですけど。もう一点、お伺いします。同じく201ページの真ん中ほど上の辺ですか。中ほど上のあたり、小学校管理備品購入費のところで、三輪小学校の遊具というような話があったかと思います。これは新設なんですか、取りかえなんですか。

○升教育総務課長

三輪小学校の遊具のお尋ねでございます。こちらにつきましては既存のものを老朽化により更新する経費でございます。

以上でございます。

○仲山委員

たしかこまめに遊具のほうはチェックをなさっていると思うんですけども、遊具、恐らく盛んにつけていた時期というのは、結構集中しているんじゃないかっていうふうな印象を持っているんですけども、今、市内の小学校、中学校には余りないでしょうね、小学校の遊具の状況としては、今はどんな状況、老朽化に関してどんな状況なのか、お伺いしてもいいですか。

○升教育総務課長

市内の遊具の状況についてのお尋ねでございます。現在、小学校で鉄棒、ブランコ、滑り台等々ございますけれども、全体で108基、あるような状況でございます。委員仰せのように、老朽化は進んでおるような状況でございますので、隔年で点検を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

順次更新されていくんだと思いますけれども、何か集中しそうな、何か嫌な感じがするので、そのあたりのことをお伺いしたかったんですけども、子供たちが安全に遊べるように、これからも更新すべきものは更新していただければと思います。

以上です。

説 明：原田文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

概要の14ページにも載っておりますけれども、ほっとカフェ運営事業、協働事業提案制度ということで、本年度に続き2年目という事業になるかというふうに理解しております。1年目の実施の状況を踏まえて、来年度の内容を考えていらっしゃると思うんですけども、そのあたりのことについてお伺いしたいと思います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ほっとカフェ事業についてのお尋ねでございます。元年度におきましては6月と9月、そしてこの2月の計3回、ほっとカフェを開催し、延べ11名の一般参加があったところでございます。

この事業は、子供の不登校に悩む保護者同士や、その経験者が気軽に悩みを語り、共有、相談し合える場を提供するもので、行政単独の事業ではなじみにくい部分があって、協働事業提案制度の活用に適した事業であると考えております。

そのため、令和2年度も継続して事業を3回、実施予定としておりますが、教育委員会の新たな事業として、不登校または不登校傾向のある児童生徒に対し、学校外の学びや体験の場を提供し、人とのかわり等を通した支援を行う不登校自立支援事業も実施予定としていることから、この事業などとも連携を図りながら、不登校対策としての相乗効果を引き出すなど、事業効果の向上を図ってまいりたいと考えております。

○仲山委員

不登校対策として、側面といいますか、大変有効に働くことは期待される事業だと考えています。今、話にありました、市のほうの不登校対策と連携をとるというようなこと、大変いいことだと思うんですけども、協働、今おっしゃいました、行政だけがやるのになじまない部分もあるというようなこともある。そのために民間の力をという話もありました。協働でやるという、そういうところはメリットということかと思うんですけども、具体的にどういう効果として生かしたいかというあたりについてのお話を伺えればと思います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

協働事業としてのメリット的なもののお尋ねだと思います。民間団体でございますので、行政とは異なるチャンネルを持っております。そのネットワークを生かすことで参加者やほっとカフェ実施当日の運営支援者、具体的には子供が不登校であった保護者、経験者でございます。そういう方々の確保につながるものが上げられると思っております。

また、参加申し込み先を教育委員会と団体の2つにしておるんですが、これによって参加ハードルをある面では下げることにつながるのではないかと考えております。そのあたりをさらに取り組むことによって、2年目でございますので、改善につなげていきたいと思っております。

また、ほっとカフェの運営自体につきましても、近くで申し上げれば周南市とかにも、この手の団体がございますので、その辺は横のつながりが団体同士ございますから、ノウハウの共有とか情報交換とかを生かした部分でのメリットも生じるのではないかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

先ほど人数のことも、参加人数のことも言うていただきましたけれども、潜在的には、多分、もっと大勢の御家族の方に力をかせるんじゃないかというふうに考えております。広報、周知はもちろんですし、今おっしゃったような、ハードルを下げるというか、参加しやすい実施の仕方等も含めて考えていっていただければなと思います。

以上です。

○森重委員

すみません。今のほっとカフェ、続きなんですけども、2年目に継続されて、今、内容をお聞きいたしました。これは不登校の子供たちを持つ親御さんというか、親が集うということで、そこに子供は参加をされないのかどうかお聞きします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

本年度の取り組みの実績を申し上げたいと思います。子供さんを連れてこられる保護者の方もおられます。保護者の方だけが参加される場合もありますし、子供の参加も自由ですので、子供はほっとカフェの会場に入ったり出たりする場合もあったり、子供用の部屋も用意しておりますので、そちらで遊んでおるとかというような状況で、割と自由な感じで過ごしているような状況でございます。

○森重委員

市民提案型ということで、金額的に少ないというか、多いというか、何とも言えませんが、市民力ということで、そういう子供たちを持つ親が、自分たちが同苦できる人たちの力になりたい、また何とかしたいという思いが結集された事業です。延べ11人と言われましたけども、これは人数が多ければいいというものではなくて、不登校支援で非常に難しいのは、先ほどのスクールライフ支援事業と不登校自立支援、今回取り組まれますけども、個に応じた支援をしていくということで、相手があつての、相手の気持ちがあつての支援になりますから、きょうはしたくない、きょう行きたくないという中でやっていく事業ですので、本来は実はスクールライフの中でも習慣体制とか、どういうことをされているのかというふうなことを聞きたいのですが、そういう事業ではなく、周りの理解もなかなかこれが効果である、これが評価できる、これが成果であるということがなかなか見えにくい事業ですので、温かく見守ってまいりたいというふうに思うんですが。この市民力、市民の中にあるそういう力を引き出していく、また相乗効果とも言われましたけども、一つの力にして、市内の不登校児童支援をしていくということで。お聞きしたいんですけど、教育委員会としては、こういう組織に対する、もちろん共有されていかれると思いますけども、そこらへの思いといいますか、この取り組みに対してはどのように思っておられるかというか、今後どのようにしていきたいという思いがもしお聞きできれば。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

森重委員のお尋ねは、いかにして市民力を引き出して、行政とタイアップしていくか

という部分だと思います。不登校の関係で申し上げたら、さまざまな事業が今おっしゃられたように立ち上がっています。スクールライフ支援員もそうでございますし、新たに新年度から始まる不登校関係の事業もそうですし、ほんとカフェもそうです。そのあたりを有機的につなげることによって、行政側もそうですし、市民団体側もそれぞれの不登校に対する思いは1つでございますので、それぞれがそれぞれの活動を展開する中で、上手に有機的な連携を図っていただけたらなと考えております。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。今、担当課長さんのほうにお答えいただくというのは、ちょっと難しいところがあったと思う。ただ、不登校支援、対象は不登校の子供を持つ親と、また今回教育委員会が取り組まれます不登校自立支援事業等も、ある意味、対象は同じ方という部分もありますので、不登校自立支援事業を年に10回ぐらいと言われましたけども、これがまた3回あるということで、13回のチャンスもある。いろんなところを活用できるという意味で、ぜひこれは教育委員会のほうも、こういうことがあるということとを共有して考えていただいて、光市のそういう不登校支援の力にしていくという部分も、別個ではないと思いますので、ぜひそのあたりの連携というふうなものも活用し合うというふうなところも、成り立ちは違うし、教育委員会と市民の違う部分がいい分も悪い分もありますけども、そういうものをミックスして、タイアップして、いい事業に今後していただきたいということを要望いたしたいと思います。これも最長3年かなと思いますけども、地道にそういう市民力も育てていかなければまずいなというところありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田邊委員

サンホームの事業ですけど、213ページなんですけど、支援員の数、このとき10サンホームで支援員は幾らかというところと、期末手当の34万3,000円、会計年度任用職員の上の段、6,040万2,500円に対して期末手当は34万3,000円というところで、期末手当がもらえる方が何名かというところが知りたいというところなんです。支援員の数と期末手当の人数。

それと、3月補正でサンホーム事業については700万円減額しておりますけど、恐らく支援員募集でなかなか難しかったというところなんでしょうけど、そのあたりの説明は新年度に対して、そういったところが知りたいというところをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

放課後児童クラブ管理運営事業の中の会計年度任用職員の関係でございますが、2年度につきましては、51名の支援員と1名の巡回アドバイザーという形で、全体で52人を積算して計上しているものでございます。52名というのは、前年度よりといいますか、今年度よりは1名増加しております。

今おっしゃられた期末手当につきましては、今申し上げました巡回アドバイザーに対する期末手当でございます。支援員につきましては、期末手当は計上いたしておりません。

○田邊委員

会計年度任用職員のときに、光市の条例についていろいろ討論したんですけど、支援員については、出勤の4分の3ですか、あのあたり満たないので期末手当を支給しないという考え方、その考え方でよろしいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

会計年度任用職員の条例規則に基づいて、今おっしゃられた4分の3という形でございます。

○田邊委員

それは条例で決まったんですけど、今コロナウイルスで大変だという、まさに放課後児童クラブの運営事業というところなんですけど、そういったところで、学校が休止になったら、こういった方に負担がかかるというところなんですけど、国は期末手当については、そんだけ数を出せば、財政措置をしてくれるというところをうたっているんですけど、そういったところで、ぜひとも支援員は今後は考えてほしいと。支援員の方にもと私は思います。

それと、予定として52名で令和2年はいくと、新規支援員の募集は行わないという形でしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

52名は予算上の人員でございまして、また52名のうち3名は配慮を要する児童の加配分でございます。ですから、3名全部を採用するという形にはなっておりませんし、加配を除きますと支援員48名ですが、48名には現時点ではまだ達していませんので、募集はしておる状況でございます。

○田邊委員

募集は極力お願いします。こういった事態があつて、光市においてはそんなに問題が今は出ていないような感じはするんですけど、とにかく学校が休止になったらサンホームが大変で、先生が応援に入るといふ形なんですけど、そういったところと、私が言いたいのは賞与、こういった方の賞与ができるだけもらえるような形でお願いしたいというところです。サンホームについては以上です。

説 明：原田文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

説 明：槐山図書館長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

予算書の215ページ、下から4行目に、文化財看板補修等委託料というようなのがこ
としも上がっております。ことしは森様の看板ということが説明にありました。1カ所
の設置なのかと思いますが、去年も聞きましたけれども、この仕様といいますか、その
あたりまで含めて、ほかにもあるのかどうかも含めてお伺いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化財看板の補修等委託料の関係でございます。委員おっしゃられるとおり、本年度
は森様社叢の看板1件でございます。仕様とか企画等につきましては、本年度更新しま
した伊藤公の生家前の説明看板、室積台場の説明看板と同様の仕様を考えております。

○仲山委員

同様の仕様ということで安心をいたしました。文化財の所在等の表示をしてある看板
が、場所、場所によってまちまちであるというのはわかりにくいと。やはり一目で文化
財があるんだなということがわかるということは大事かと思えます。そういう意味では、
文化財の表示と一目でわかるような共通点というのは、その仕様の中にあるんでしょ
うか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化財の説明看板といたしましては、委員おっしゃられるようにピクトグラムのな
要素も加味すべきだと考えておりまして、デザインとか仕様の統一を図ることは大切で
あると考えております。

なお、従前から取り組んでおりますように、森様社叢の説明看板にも、文化財愛護シ
ンボルマークを表示して統一性を持たせるなど工夫をしていこうと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

お皿というか何か器みたいなのが3段積み重なったような、あのマークかと思えます。
これからも文化財のほうの表示、統一した表示で進めていただけるようお願いしておき
ます。

もう一点ですが、伊藤公資料館映像リニューアル事業というようことで概要の29ペー
ジに出ておりました。予算書でいうと、先ほどの話だと219ページの上のほうかと思
います。事業、これは2年目になるかと理解しておりますが、2年目に当たりいろいろ具
体的になっていることかと思えますが、詳細についてお話いただけることがあれば、お
願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず、伊藤公資料館の映像リニューアル事業の映像等制作についてでございます。シアターホールの映像は、平成9年の開館以来更新されておりません。上映機器も老朽化しており、来館者に対して実施したアンケートでもリニューアルを求める声が多いことから、更新に取り組むものでございます。

映像については、幅広い世代に楽しんでもいただける内容、郷土の偉人に対する誇りを市民に抱いていただけるものを目指すとともに、市外からの幅広い来館者に対しても本市が伊藤公の生誕地であることをPRし、その業績を広く情報発信できるよう、教育と観光の両面に貢献できる映像制作を目指すものでございます。

現在のシアターホールの映像は20分程度の映像と、その後10分の休憩時間となっております。来館者からは最初から見ようとすると状況によっては非常に待ち時間が長くなってしまいうような御意見をいただいていることから、このたび制作する映像は約10分の主要映像2本を約3分の幕間映像2本がつなぐ4本構成とし、待ち時間の短縮につなげ、来館者の利便性を図ろうと考えております。

もう一つ、リニューアル事業の中にあります資料映像のデジタル化につきましては、平成9年の開館時に寄贈されました映像フィルム5本のデジタル化を行うもので、映像素材や展示、写真用素材としての活用を見据えて、映像フィルムからデータを抽出してデジタルデータで保存するものでございます。このままではフィルムの劣化は避けられないため、活用できるデジタルデータでの保存を図るものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

かなりリアルに見えてくるような話でありました。確かに今、美術館、博物館のたぐいで映像流しているコーナーがよくあります。最近はどこも工夫されているようで、今おっしゃったように通しで長いと途中からというのがうまくいかないため、短く区切ったものを流しているという、そういうのを結構よく見かけるようになってきました。そういう工夫もちゃんと含んでやっていただいていることがわかりました。

今後の進め方あるいは公開までのスケジュールというのは、どのようになっているのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

映像制作等のスケジュールでございますが、本年度に企画の骨子がかたまりまして、来年度早々、企画の全体像がほぼ確定してから撮影に入るわけですが、撮影は新緑から紅葉までの季節を当てて、その後、編集を行い、機器の調整、納品、テストという段階を踏みまして、伊藤公生誕180年が令和3年でございますので、令和3年の4月には上映開始の予定にしようと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

来年の春にはということですね。期待しております。
以上で終わります。

○田邊委員

予算書219ページお願いします。市民ホール費の市民ホール管理運営事業の4番目、空調設備設置委託料66万円、これとそれから下段の2番目、市民ホール整備事業、これは先ほども言ったように起債内容、そのあたりのところ。

それと、次のページをお願いします。221ページ、図書館運営事業の図書館運営協議会委員報酬6人、これは31年度は5名だったと思うんですけど、そのあたりのいきさつを教えてほしいというところをお願いします。

○委員長

質問が何点かありましたかね。

○田邊委員

3点です。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず、市民ホールの現状を御説明しますと、大ホール、小ホール、ロビー、それぞれコンプレッサーが異なっております。そういう中で現状故障しておるのがロビーの冷房のコンプレッサーでございます。これは昨年の夏から故障しておるんですが、ですから昨年も夏、ロビーの部分だけは空調機器をリースをして、それでしのいでおります。

このたび2億6,800万円の予算で市民ホールの空調改修工事を行えば、これはもう全体のシステムをかえるわけですから、当然ロビーもこれで対応できます。ただ、その完成が3月になりますので、夏の期間だけの冷房の空調設備の設置のリースに係る費用として委託料を計上しておるという形でございます。

以上でございます。

○亀山図書館長

図書館協議会の委員の報酬についてのお尋ねでございました。図書館協議会は8名ということで規定されております。

令和2年度から2年任期となりますが、予算的には6名、学校関係者が2名としておりますので、予算は6名で取っております。

以上でございます。

○田邊委員

今の市民ホールの件は起債の部分をもう一度、こういった形の起債で有利な部分なのかというところを教えてほしいと。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

予算書の37ページをご覧くださいんですが、一番下の段になります。2億5,460万円、市民ホール整備事業債として合併特例事業債、これ95%の充当率で、交付税算入率が70%でございます。合併特例事業債を使っております。

以上でございます。

○田邊委員

残りの差額の分はあれですか、一般財源ということですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

残りの5%につきましては、市の財源ということでございます。

○田邊委員

わかりました。

それで、今度は図書館のほうなんですけど。もう一度、8名のところを予算書では6名、2名が学校というところなんですけど。私が言いたいのは、前年度が5人で今年度が6人というところのいきさつを教えてほしいと。

○亀山図書館長

御説明が不足していたかもしれませんので、もう一回御説明をいたします。前年度は8名のうち小学校の関係者、それから中学校の関係者、それと幼保園の関係者が1名それは公立の保育園の先生がおられましたので5名ということでございました。

以上でございます。

○田邊委員

理解しました。ありがとうございます。

説 明：村崎体育課長、清水学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

説明がありました体育館施設管理運営事業の施設予約システム使用料のところですけども、更新に当たって何か新たにいろんな仕組みが変わったような話ではありました。

そのあたりの事情のあたりと、あと利用者の側のほうに前と何か手続上とか変わるようなところがあるのかどうか、そのあたりお伺いできればと思います。

○村崎体育課長

施設予約システム使用料についての御質問だと思います。先ほど御説明いたしました

が、現在光総合体育館、それから光スポーツ公園、大和総合運動公園で稼動しております予約システムですが、稼動を始めまして既に7年がたっておりまして、ちょうど令和2年度が更新時期でございます。

実は山口県、それから同じようなシステムを使っております県内の市町において、共同で利用が可能である新たなシステムがあるということの紹介いただきまして、現在のシステムと大きな変化がないという説明でございましたので、データ移行も問題なくできるという話で、このたび新しいシステムへ更新しようとするものであります。一応、令和2年10月から開始しまして、契約期間は3年6カ月でございます。

ちなみに費用効果は、その3年6カ月のうちで約300万円が見込まれるところです。

以上です。

○仲山委員

ちょっと確認ですけれども、ちょっと昨年の予算なんかで見ると、予約システムに関するような項目、ちょっと見当たらなかったような気がしたんですけれども、これは見落としているんですかね。

○村崎体育課長

ことしまでは、情報推進課でシステムの管理をしていただいていたいました。改めて、スポーツ関係のシステムということで、このたび新たな形になりますが、体育課のほうでさせていただくということになります。

以上です。

○仲山委員

事情もわかりました。ありがとうございました。

○森重委員

予算の概要20ページ、また本予算書では225ページ、聖火リレーなんですけども、今年度の大イベントの取り組みということで、先ほど420万円と90万円といろいろ御説明いただきましたけども、これちょっともう少し詳しく概要についてお聞きをしておきたいというふうに思いますので、ちょっとお願いします。

○村崎体育課長

それでは、オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの概要につきまして、補足という形で説明させていただきます。

東京オリンピックの聖火リレーにつきましては、もう間もなく福島をスタートするところですが、山口県内におきましては、5月14日と15日の2日間で県内13市をつなぐ予定で今準備をしております。

初日となります5月14日は岩国市をスタートして、柳井市から光市、下松市、周南市、防府市、山口市の7市をリレーし、翌日の15日は宇部市から萩市への6市をリレーして

島根県へ聖火をつなぐものです。

光市の聖火リレーのルートは、もう既に新聞等でも発表されておりますが、中央二丁目の武田薬品の正門前にございます広田医院前付近をスタートということで、光市の出発式をそこで行いまして、警察署前交差点から国道188号を経由して市役所前の交差点まで進み、中央四丁目の平和の光の碑前、武田記念体育館あたりをゴールとした全長で1kmのルートとなります。

全国でほとんどのルートで1名あたりの走行距離は200mとなっておりますので、光市では短めですが1kmでありますので、5名の聖火ランナーが走ることであります。

以上です。

○森重委員

ありがとうございます。ちょっと今、コロナウイルスがどうなるかというふうなのもございますけども、国を挙げての各自治体ごとの取り組みもございますので、しっかりよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○田邊委員

予算書225ページ、体育施設管理運営事業、指定管理の部分なんですが、上から全部増額しているんですけど、消費税の関係でしょうか。総合体育館、光スポーツ公園、大和総合運動公園、公園指定管理料、これについても前年度に比べて123万円増額していると、勤労者体育指定管理料は50万円の増、サン・アビリティーズ光指定管理も64万円の増なんですけど、そのあたりの説明をお願いしたいと。

○村崎体育課長

確かに消費税分の増額が含まれております。

また、光市総合体育館、スポーツ公園、大和総合運動公園につきましては、公益財団法人スポーツ振興会ですが、若干といいますか人件費の上昇もございますので、その部分も含めた額で上がっているということでございます。

以上です。

○田邊委員

続きまして227ページ、体育施設整備事業、施設整備工事4,270万円。これは39ページの市債のところの保健体育債と思われるのですが、2,200万円というところなんですけど。224ページのところの地方債、これ2,200万円、その他の収入というところで、このあたりの残りの部分はやはり一般財源ということですか。

それと、あと、今の地方債のところの説明をお願いしたいということです。

○村崎体育課長

先ほど教育総務課のほうで説明いたしましたように、緊急防災、減債事業債を活用し

たものでございまして、それぞれ各学校のＬＥＤ化と同じような形で市債として上げたものでございます。

その他の工事につきましては、一般で行うものです。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

そうすると、体育設備事業の一番下、施設用備品購入費100万円。これ前年度は160万円で、グラウンドのネット等を主に改修したと、やりかえたということなんですけど、今年度はそういった関係があるんでしょうか。

○村崎体育課長

昨年はスポーツ公園または大和総合運動公園のグラウンドで使うネットを購入させていただきました。

今年度につきましては、開館後25年以上たっています光市総合体育館の机、それから例年計画的に購入しております各施設の卓球台の更新を行おうとするものです。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

以上です。

○西村委員

225ページ、説明がなかったんでお尋ねしますが、駅伝大会の審判業務等の委託料、それから光市駅伝競走大会交通整理委託料、これたしか、ことはなかったと思うんですが、駅伝大会。ずっとやらないものだと思っていましたが、どうして予算はのっているんですか。

○村崎体育課長

申しわけございません、説明が足りませんでした。昨年、今年度ですが、よその大会の事故等がありまして、残念ながら本市の駅伝につきましても中止ということになりましたが、新年度におきましても、この中止になったものを何とか復活させようということで、例年どおりの予算を上げさせていただき、新たなコース設定にするか、または従来どおりのコースでできるのかという部分について検討していこうと考えているところです。よろしくお願いします。

○西村委員

了解しました。

それと、たしかことはオリンピックの年で、光の出身の方もたしかオリンピックに

出るというようなことで認識をしているんですが。光セーリング連盟に補助金とありますが、このオリンピック出場者に対しては何か特別に予算は取られているのでしょうか。

○村崎体育課長

このたび今セーリングで小泉さんが一応内定をいただいているということで、セーリング連盟のほうともいろいろ協議しまして、その対応については検討しているところですが、小泉さん御本人は、今登録が山口県にございません。

一応、さまざまな応援等につきましては、光高校のOB会、同窓会、また市民の有志の皆さんで何らかの応援をしていこうという形になっております。一応、こういった形でできるかは、まだJOCの認定といいますか組織委員会の決定が出ておりませんので、そこが確定次第、関係者と協議してまいりたいと思います。

以上です。

○西村委員

了解しました。ぜひ前向きによろしくお願いします。

以上です。

○木村委員

予算書の226、227ページで学校給食費のどこなんですけど、新型コロナ今こういったウイルスでいろいろな対応、対策する中で指定管理の関係ですよね。こういった形がまた新年度も仮にまた長期化するようなことがある場合、こういったことに何か影響が出てくることというのはあるのでしょうか。そういったことを想定とか、そういったものはあるのでしょうか。ちょっと予算とは少しずれるかもしれませんが。

○清水学校給食センター所長

給食調理等の業務委託のことになろうかと思います。今現在も給食が始められる状態になれば、すぐ動けるような形で準備はしております。4月についても、我々も献立等あと食材発注の準備もして、4月にはできれば給食を提供したいように考えております。

現状、以上のようなところです。

○木村委員

ありがとうございました。

○森重委員

給食センターのことちょっと済みませんが、要するに今回急な休校というふうになりまして、いわゆる委託業務ではあるんですけども、食材のそういう中止とか云々かんぬんで業者のほうからとか、そういう何か現場の問題はございませんかね。

○清水学校給食センター所長

給食の急な中止ということで、業者さん等については大変苦慮していると思われます。ただ御連絡を差し上げたところ御協力をいただいて、現在、センターのほうで保有というか在庫をしているような、予定外の在庫というのはございません。4月以降に繰り延べて、使用できるものについては繰り延べて使用しようとして、献立の変更等も行っておるところです。

以上です。

○森重委員

ありがとうございました。急に済いません。

質 疑：教育委員会所管分全体

○仲山委員

最初にお伺いしようかと思った部分なんですけども、予算のどこに関係する項目があるのかちょっとわからなかったの。来年度も通学路安全点検会議というのを夏に毎年行われていますけれども、ことしも行われる予定かと思います。予算書の中ではどのあたりになるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○升教育総務課長

通学路の合同点検に係る予算のお尋ねでございます。お尋ねの合同点検に係る予算につきましては、教育費では特段計上しておりません。

以上でございます。

○仲山委員

費用はかけずにやっていらっしゃるということだと理解しました。あれに上がってくる案件がありますけれども、あれ学校のほうから出てきたあたりで、全てを取り上げるのか、それとも選別をして取り上げているのか、そのあたりについてお伺いできればと。

○河本学校教育課長

通学路の安全点検会議に関する内容かと思いますが、まず各学校のほうで通学路の調査、点検、これを実施します。そこで危険が感じられる箇所につきましては、全て市教委、教育委員会のほうに提出をいただくようになっています。

いただいた内容を見て、教育委員会のほうで市内統一した安全基準、水準のもとに選別、整理を行いまして、その後、一定の安全水準の中で整理をした上で合同点検会議にかけていくという流れになっております。

○仲山委員

わかりました。教育委員会のほうで、一旦市内のいろんな事情をならしたところで、必要度だとかそういうことを図っていらっしゃるというようなことかと思います。

先日、高校生との意見交換会の中で、通学路となっている消防署から島田に抜ける道

路が、島田に下っていくところあたりに関して、かなり暗くて、対向車のヘッドライトで歩行者が見えにくいといったようなことが危険だというような指摘がございました。もちろん市の通学路安全点検会議では、市の小中学校が対象で行われていることはわかっているんですけれども、市内の高校生の通学路についての安全については何か改善の手だてとか、何か筋道というのがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

市内高校生、高校の通学路の安全の確保に関する内容かと思います。委員さん御指摘のとおり、この合同点検会議自体での扱いについては今後また検討してまいりたいと考えておりますが、光高校の生徒の通学における安心・安全の確保に向けまして、可能な限り市内光丘も聖光も含めて、高校やあと県、さらに道路管理者等との連絡や連携を一層密にして、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

通学路安全点検会議の場合には、関係者の方、集って話し合ってもらっしゃる様子を見ているんで、あそこの場でできるかどうかはともかく、連絡とか内容的に話が何か発端が見つけれそうな場ではあるなと思いましたので、ちょっと取り上げさせていただきました。ありがとうございました。

○田邊委員

最後に一点ほど聞きます。192ページ全体お願いします。教育費予算で、前年度と比較して31年度に比べて4億5,530万円増加しております。そして7ページの地方債、地方債下段から5つの項目は教育所管で、これをトータルしたら4億5,830万円であり、地方債の49%であります。今回の予算については、教育費、投資的な経費がほとんどであるというところなんです、そのあたりの考えを最後にお聞かせください。

○升教育総務課長

予算額の増加に係る御質問だと存じます。教育費の予算、先ほど御紹介いただきましたとおり4億5,500万円程度増加をいたしております。説明させていただいたとおり、そのほとんどが投資的経費の増ということではございます。

2年度予算の教育費の投資的経費、小中学校、市民ホール、体育施設整備事業、こちらを合計しますと約5億3,500万円になります。これらを除くと約14億1,300万円でございます。同じ計算を前年度でいたしますと13億4,700万円ということで、投資的経費を除いて約6,600万円増加をしているような状況です。

御紹介いただきましたスクールライフ支援員の増員、イングリッシュプラン光事業の充実、また伊藤公資料館の映像リニューアルなどのソフト事業、こちらの充実にも努めているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今回はいろいろ投資的経費なんですけど、教育費予算は上がったというところで、ハードの面、今後はソフトの面についても予算充実を要望して終わります。

○木村委員

済いません、1点だけ確認をしておきたいと思います。予算書の195ページ、光市教育開発研究所補助金、これは例年どおり上がっているわけですが、大変いい研究をしていただいていると思います。概要のほうを見ますと、学校運営の調査研究ということに一応なっております。そうした中で、今現状、小中学校一体といいますか小中一貫というものが令和2年度4月から始まると、本格的に始まる。

そうした中で個別事業については、これからまた調査研究ということになるのでございましょうけど、例えば予算説明資料の41、42ページ。特に中学校なんですけど、中学校、室積中学校なんか特に顕著に子供、生徒数が減ってきております。そうした中の適正規模、適正配置というものは待ったなしの状況。その待ったなしの状況の中に、中長期的かもしれないけど、本年度の予算に何か反映できているものが、この教育開発研究所以外でもあるのでしょうか。そういったものもう始まっているのでしょうか。そこを教えてくださいませんか。

○河本学校教育課長

予算費目として単独での計上はございません。ただ、4月以降、小中一貫教育の取り組みを開始して、その推進と充実、さらに成果と課題、このあたりをしっかりと洗い出して整理すること。さらに各御家庭とか地域の方々の理解をいただく。このような各種条件をしっかりと整理した上で、今御指摘のあった開発研究所、この研修成果を重ねあわせて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村委員

小中一貫はやはり教育の目玉にも今なっているし、コミュニティ・スクールも含めてやはりこういったところの部分で、しっかりと目に見える形、説明ができる形で今後もし取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○林委員

今、木村委員と同じようなことになりますけれど、小中一貫教育について先ほど御説明いただきましたけれど、視察ということで京都市へ、また新年度は東京にということでありました。

そこでお尋ねいたしますが、本年4月から小中一貫教育が始まりますが、新年度予算に反映された費目等はほかにあるのでしょうか。例えば授業や行事の合同実施による生徒の移動にかかわる経費が増加することであるとか、小中一貫教育についての教職員の研

修や視察等の実施にかかわる、先ほども視察ということもありましたけれど、経費の増加であるとか何かあれば教えていただきたいと思います。

○塩田学校教育課主幹

予算のことですけれども、令和２年度の予算に特に小中一貫教育で上げているものはございません。

○林委員

予算に反映されないけれども、小中一貫教育が始まるにあたって新たに実施する予定の事業や小中が合同で実施する予定の学校行事等式典等はいかがでしょうか。

○塩田学校教育課主幹

特に今予定はございません。

○林委員

わかりました。

本年４月から小中一貫教育が始まるということについて、私たちはどのように理解すればよろしいのでしょうか。新年度予算に反映するしないにかかわらず令和元年度までの小中連携と比較して目に見えて変わっていくことはあるのでしょうか。本年度予算、令和元年度において、小中一貫教育にかかわる新たなパンフレットも作成されたということをお聞きしておりますけれど、改めて現在、当局が考えておられる小中一貫教育について御説明いただきたいと思います。

○塩田学校教育課主幹

小中一貫教育についてですが、まず、それに特化した予算費目はないのですけれども、小中一貫に関連する予算としては、次の２点について計上しております。

１点目、連携共同教育推進事業です。コミュニティ・スクール推進事業交付金などとして112万2,000円を計上しています。

また、コミュニティ・スクールコンダクター活用事業に会計年度任用職員報酬などとして215万4,000円を計上しています。

また、次年度から小中一貫ひかり学園連絡協議会を開催し、中学校区の状況について情報交換や共有、全市的な方向性等について協議を行う予定としています。本会では、必要に応じて講師の招聘を予定しており、その際の講師謝金等５万1,000円を計上しています。

２点目、イングリッシュプラン光事業です。新学習指導要領の全面実施に向けて、平成30年度から取り組んでいる本事業ですが、来年度からは小中９年間での英語教育の一層の充実を図るため、小学校低学年にもALT配置を行うため派遣委託料を増額し、計上しております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。詳細に御説明いただいて、内容についてはしっかりと受けとめております。

教職員の方々や児童生徒のみならず、今1点、2点とございましたように、しっかりと保護者の方々にも十分な御説明と御理解をいただいて、各中学校区での目指す子供像の実現に向けて誠意努めていただけますように思っております。よろしくお願いします。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第9号 光市自家用工業用水道事業条例

説 明：岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長 ～別紙

質 疑

○森重委員

光市自家用工業用水道事業ということで、市にとりましては自主財源確保のありがたい事業がスタートするわけですが、ちょっと何点かお聞きをいたします。

今言われましたように、7月からのスタートということで、本予算等には7月からの予算で収支等も出ておりますけれども、年間を通したところのこの事業収支といいますか、もろもろの諸経費、また、企業局へ売る水道料金等をちょっとお示しいただければと思います。

○岡村企画調整課長

お答えいたします。

新年度予算に計上する歳入につきましては、委員仰せのように、7月から3月までの9カ月ということで挙げております。歳入につきましては、通年では約9,700万円の収益となります。差し引きでは約2,400万円、新年度よりも増加をする見込みでございます。

それから、支出のほうでございますが、県に支払う流水占用料と中山川ダム負担金、それから水道事業会計負担金、合計2,661万3,000円ということで挙げておりますが、このうちの流水占用料と水道局に支払う水道事業会計負担金については、月割りで計算をしたものでございます。通年ベースでは、この流水占用料が112万8,000円、新年度よりも28万円の増加、それから水道事業会計負担金のほうが2,604万2,000円、これは新年度の分よりも656万4,000円の増加、合わせて約680万円支出のほうは増える見込みでございます。

以上でございます。

○森重委員

はい、わかりました。

それともう1点ですが、この下林取水場からの導入管とか付設工事費とか、そういうもろもろの諸準備金といいますか、それらは県の企業局のほうで全額負担というふうに聞いておりますけれども、これはこの後の維持管理費等はどのようになるのかをちょっとお聞きしておきます。

○岡村企画調整課長

この事業に当たって県企業局が例えば、下林取水場の中にポンプ場を建設したり、ま

た水を送付する送水管等も整備をしております。こういった県企業局が整備したもののについては、更新工事につきましても県企業局がみずからの費用で行われるというふうになっております。

以上でございます。

○森重委員

了解いたしました。

○田邊委員

この工業用水事業なんですけど、光市のほうの水源、これも大事とは思いますが、そのあたりの考えを……。1日当たり1万4,100 m^3 か、それで大体、分割水利権1万5,200 m^3 というところなんですけど、その優先順位みたいなものもあるのかなあというところをお願いしたいと。

○福島水道事業管理者

このたび事業を開始するに当たり、下林施設を活用して新たに取水するという点に関して、水道局といたしまして整理した内容については、大きく2点ございます。

1点目が、これまで渇水時の予備水源として位置づけていた水利権の使用目的を工業用水に転用して、市民給水への影響が出ないのかという点でございます。

そして2点目が、下林取水場で恒常的に日量1万4,100トンの取水を行うことにより、島田川流域の利水の状況あるいは環境面等において大きな影響が出ないかという点でございます。

1点目の、渇水時の予備水源から工業用水への使用目的の変更に関しましては、過去の一般質問等でも御説明させていただいておりますとおり、渇水期の予備水源としての利用実績がなかったこと、また既存の上水道事業の水利権の水量に対して給水量の実績に十分な余力があることなどを踏まえ、本水利権の工業用水への転用、それ自体による市民給水への影響は出ないと判断したところでございます。

2点目の、下林取水場から新たに恒常的に取水を行うことによる島田川流域への影響につきましては、水利利用の許可申請に当たり、利水の状況、動植物等の環境面、漁業等について一定の整理を行っております。

具体的には、水利利用許可申請に先立ち、平成26年度島田川の状況等の調査業務を行っております。この調査では、新たに下林取水場で取水することによって他の水利利用の許可にかかわる取水に損失を与えないか、また県が島田川水系河川整備計画で示した正常流量、これは島田川の河川管理者である山口県が利水の状況、動植物の保護、漁業等を考慮し、ある地点においてそれだけの流量が確保されていれば河川維持管理上問題ないと判断している流量でございますが、この正常流量を満たしているかどうかということについて確認を行いました。

この調査結果に基づき、光市は下林取水場から新たに取水することにより、流域に与える悪影響は出ないと整理いたしまして、この点につきましては、水利利用の許可権者

であります山口県においても御確認いただいたというふうに理解いたしております。

また、渇水期の優先順位があるかという質問でございますが、河川法の中では別にご
ざいませぬ。しかしながら、過去の例によりますと、市民給水がやはり優先するという
ふうに考えております。それと島田川で周南のほうに送って、地元の企業の水がどうな
るのかという懸念もありますが、基本的には下林井堰の中で取水するというのは、新日
鐵がとれない場合には工水への転用の取水もできませんので、その辺については光市が
取水できないのに向こうに送ることはあり得ないという状況でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、工業用水事業、これを行うに当たって1点、2点、いわゆる予備実績、余力があ
ってこれだけ送っても市民に影響がないと。

また、2点目の環境面については、取水によって河川維持管理上問題ない、悪影響も
ないということで、優先順位の決まり事はないけれど、市民が優先というところで理解
しました。わかりました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②議案第1号 令和2年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑

○林委員

詳細にわたって、ただいま御説明いただきました。

私のほうからは、光市当初予算案の概要のほうにお示しいただいた5ページをお願い
いたします。上から2段目、地方交付税についてお伺いいたします。

これまでの御説明にございましたように、普通交付税の合併算定替が令和元年度末で
終了となります。このことでどのくらいの影響額があるのか、お伺いしたいと思います。

○山岡財政課長

委員より、合併算定替終了の影響額についてのお尋ねをいただきました。

普通交付税の算定につきましては、毎年の市税収入状況や国の地方財政計画等に基づ
いており、令和2年度での金額を一概に影響額として申し上げることはできませんが、

令和元年度算定、これを基準といたしますと、前年度比で約3,000万円の減収が見込まれるということでございます。

以上でございます。

○林委員

はい、わかりました。

私、このたびは合併算定替が終了するため、普通交付税が減少するのではないかと思っておりましたが、5,000万円の増加となっております。この要因は、国の地方交付税総額が4,073億円増やされたことと概要に明記されておりましたが、本市においてはどのように見込まれているのでしょうか、お伺いいたします。

○山岡財政課長

委員より、本市の普通交付税増加の要因についてのお尋ねをいただきました。

通常予算の段階では普通交付税は市税収入等の影響を受けるなどの変動要素がございますので、一般的に予算では詳細部分を積み上げるわけではなく大枠で見込むわけですが、今年度は新たに国において地域社会再生事業費4,200億円が新たに創設されております。

これは人口減少が著しく、少子高齢化が進んでいる団体や人口密度の低い地域に重点配分される方針が示されており、人口減少率か年少人口比率、高齢者人口比率等を用いて算定されることとされております。国からは、試算例として人口5万人で約1億円の増加ということを示されたことから本市でも同程度を見込み、合併算定替終了後の影響とその他の増減も勘案した結果、5,000万円の増加を見込んでいるところでございます。

以上であります。

○林委員

詳細にわたってありがとうございました。

次に、同じ概要の8ページをお願いいたします。

ここに市債残高及び公債費の推移というところがございますけれど、市債残高についてですが、令和2年度末の市債残高見込みが24億2,000万円となっております。

このたびは借入額が償還額を下回り、令和元年度末見込みから約3億7,000万円の残高が減少しており、予算編成の努力は見て取れるところでありますが、これまでこの委員会でも何度か質問されましたけれど、この市債残高については、第3次行政改革大綱において令和3年度末で235億円以下の目標が掲げられております。令和2年度予算編成が終えて見込みが達成できそうでしょうか、どうでしょうか。お示しいただけたらと思います。

○山岡財政課長

委員より、第3次行政改革大綱における市債残高の目標達成見込みということで御質問をいただきました。

令和２年度末見込みが現在242億2,000万円となっておるところでございますが、行政改革大綱の計画上では令和２年度末の市債残高を242億3,600万円と見込み、令和３年度末見込みである237億4,500万円から５年間をかけて約２億5,000万円を削減していくという計画でございました。

現時点で、令和２年度末における市債残高は242億1,909万円となっており、これを令和３年度末に235億円にするためには７億円を超える改善が必要となっており、現時点におきましては、引き続き努力は続けてまいりますものの、厳しい状況にあるものと認識しているところでございます。

以上であります。

○林委員

ありがとうございました。目標達成が厳しいものであることは理解をいたしました。７億円を改善ということで、とても厳しいということでございます。

そこで、目標達成が厳しくなったその要因については、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○山岡財政課長

委員より、目標達成が厳しくなった要因についてのお尋ねをいただきました。

これにつきましては、増減それぞれに要因があると思いますが、主なところを申し上げさせていただきますと、委員御承知のとおり、学校のエアコン整備に係る起債が約５億円、令和元年度末見込みの段階ではございますが、平成30年７月豪雨災害に係る災害復旧、こちらが約２億5,000万円、また令和元年度、このたびの３月補正で上程させていただきましたGIGAスクール、こちらが約１億5,000万円、国の施策によるものや災害により予定していなかった起債発行が合計で約９億円発生しております。

これが増加の主な要因となりますが、一方、減少要因として平成30年度に第三セクター等改革推進債の繰り上げ償還５億2,000万円を実施し、起債残高の抑制に努めたところでございます。

以上でございます。

○林委員

わかりました。目標達成が厳しくなった要因には、国の施策によるものや、ただいま御説明がありましたように、学校の空調設備、特に平成30年７月の豪雨災害の影響が出ているということでありました。理解はいたしました。

大変でしょうけれども、今後とも健全な財政運営を目指していただきますように、よろしく願いして終わります。ありがとうございました。

○田邊委員

今、先行委員の市債残高が７億円の努力と学校なんかの関係でプラス９億円、あと減債で第三セクター５億2,000万円という紹介がありましたが、当初予算案の概要の10

ページをお願いします。

令和２年度の予算では、経常収支比率、実質公債費比率、市債残高、これも改善、先ほども言われたようにそうなんですけれど、予算編成にあたっての努力はわかります。

しかしながら、このページに示されていますように、令和２年度末の財政調整基金残高は約19億円——18億9,506万円と、第３次行政改革大綱で掲げる目標額20億円を下回る結果になったところなんですけれど、このことについての目標額20億円について令和２年度はどうなるかというところをちょっと最初の御質問でお伺いしたいということをお願いします。

○山岡財政課長

委員より、財政調整基金残高がこのたび20億円を下回り、令和２年度ではどのような見込みかという趣旨の御質問をいただきました。

委員仰せのように、現時点で令和２年度末の財政調整基金残高は計画で掲げる目標額である20億円を下回っております。しかし、現時点では令和元年度の繰越金からの積立金をこれは加味しておりませんので、繰越額がおおむね判明する６月補正には財政調整基金を積み増し、20億円の達成は可能だと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今この今年度の繰越金を幾らか財政調整基金に積み増すというところなんですけれど、考え方はわかりましたけれど、その繰越金はいくまで見込みであって確定ではないと私は思うんですけれど。20億円を超えと言いきれないのではないかとこのところがあるんですけれど、そのあたりちょっと教えてもらいたいと。

○山岡財政課長

繰越金については見込みでございますので、どういう事案があるかわかりません。確実という意味においては、委員仰せのとおり、確実にその額が入るということは確定していません。

以上でございます。

○田邊委員

見えない部分、それで20億円の達成はもう６月補正ではなるというのはわかったんですけれど、考え方として、常に20億円を下回らないような財政運営をしていくべきではないかと私は思うんですけれど。

この一般財源配分方式で、近年ではこの当初予算で財政調整基金の繰入額がおおむね３億円程度というところなんですけれど、そうすると今の目標20億円を23億円以上の基金を確保していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

そのあたりどうなのかなというところと、減債というのが新年度で5,000万円減少して、さきの９月で先ほども言われたように、地方債を償還して５億2,000万円減額したと。

毎年度の計画に積み立てるべき、この減債は債務を償還するためのものと、そのあたりどうお考えかと。減債基金とその財政調整基金の考え方。減債が今もう減りつつあるというところは、いわゆる債務を減らすというところでは、減債が要るんじゃないかというところなんですけれど、そのあたりどうですか。

○山岡財政課長

委員より、23億円程度基金を積み立てたらどうかという点の質問を、1点いただきました。

これに対しましては、上限額というのは計画のほうでも特に定めておりませんが、20億円を超える額はどの程度の額がいいのかというのは、今後、研究していく必要があると考えているところでございます。

もう1点、財政調整基金と減債基金の積み立ての考え方という意味での御質問をいただいたと思っております。

これにつきましては、さきの委員会でもお答えさせていただきましたとおり、減債基金については地方債の償還を目的とした積み立ての基金でございます。ただ一方で、財政調整基金も年度間の財源調整を行うことを目的に積み立てられている基金であり、財政調整基金からの取り崩しを地方債の償還に充当することも可能であるとされておるところでございます。

さきの委員会でお答えしたことの繰り返しになって恐縮ですが、財政調整基金または減債基金、どちらに積み立てるかについて特別な基準はございませんので、余剰金が発生した場合、今後の需要を推しはかりつつ十分検討の上、必要な基金に対し積み立てを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○田邊委員

ちょっと私が気になったのは、だから9月に減債を第三セクターでいろいろ5億円を償還したというところと、またちょっと減債が減ったというところなんですけれど、余剰金が出たら今後、財政調整基金、それとも減債、どっちに行きますか。どっちに積みましますか。

○山岡財政課長

今申し上げたとおりで、今後の財政需要等を見込みながら引き続き検討して、適正なほうに積み上げてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○田邊委員

自治体によってその財政調整基金だけしかないところもあるんですけど、一応、光市を見たらこの減債基金というのがあるので、やっぱり償還に特化した減債基金、これを積み立ててほしいというところが、今回の予算としてはちょっと思ったところなんで

すよ。それがちょっと私が気になったところなので、減債はこのまま流れてしまうのかなあとも思うので、よろしくお願いします。

それと今度は義務的経費なんですけれど、同じように10ページなんですけど、これはいわゆる義務的経費を比較して1ポイント上昇したということで49.5です。これは人件費が会計年度任用職員制度の創設に伴ったものと賃金が報酬に変更したというところで、2億幾らというところなんですけれど、このことは大体わかるんですけど、数値の上では、結局、全体の49.5を占めるというところなんです。だから、これが上がったから硬直化にまたつながったという理解でよろしいのですか。このあたりをちょっと教えてください。

○山岡財政課長

委員より、義務的経費の増加が財政の硬直化につながったかという趣旨の御質問をいただきました。

義務的経費とは、委員御承知のとおり、歳出の人件費、扶助費、公債費、こちら3つの費目を指しており、歳出が義務づけられ、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費ということになっております。

本年度におきましては、この3つの費目それぞれの金額が増加しておりますので、委員仰せのように、歳出ベースにおきましては昨年度より財政の硬直化が進んだと言えると思います。

以上でございます。

○田邊委員

それだけなんですけれど、義務的経費は今言われたように好き勝手にいらないものと、いわゆる、しょうがない、要るもの、必要経費みたいなもんですよね。

それで、その枠とは別に経常的な経費がやはりあると。これはいわゆる、こういった施策を続けていく上では係るものがあるというところもあるんです。そういったところで、私はこの義務的経費、この増加を単純に硬直化が進んだかどうか見るならば、ここが大事だと思っておるんですよ。

それで、今回の予算については上がっているんで、この義務的経費が。そのあたりがちょっと気になる場所なんです。そのあたりのところはどうですか。財政部所管で義務的経費もあるというところと、また各所管分でそういった経常的に係る経費、こういったものもあるというところは確かにありますよね。そういったところの考え方。それと、また義務的経費の増額を確認するほうがよいと思っているんですけど、そのあたりはどう思いますか。

○山岡財政課長

委員より、財政の硬直化を見る場合に、義務的経費の総額を見るほうがよいのか、もしくはその他経常収支の割合を見るほうがよいのかとの御質問をいただきました。

一概にどちらがよいかということはわかりかねますが、義務的経費の歳出総額だけを

見れば、委員が仰せのように、単純に財政の硬直化が進んだかどうかということが歳入に左右されずに把握できることは可能だと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

本当に予算、努力しているように僕も思うんですよ。しかし、この義務的経費の支出、任意に節減できない経費、これがあると。また、それ以外に経常的に係る経費もあるというところで、この令和2年度末の予算、この義務的経費の総額が増加していることから、私はこの財政の硬直化が進んだものと判断しております。

以上です。私の主張です。

○仲山委員

今回の予算でも移住・定住やシティプロモーション、こういったような面でかなり積極的に頑張っていくという予算のように見受けられます。大変に心強いなと思っています。

予算書で行くと57ページの一番上のところです。

先ほど説明でもありましたU J I ターン滞在費補助金、滞在するため及び、こちらに来る交通費も一部含んでいるんでしょうか、そのあたりの補助をして訪れていただいて、光市のよさをしっかりと見て帰っていただくというようなことかと思います。

この補助金は、どのような方がどのような利用をするというようなケースを想定しているのか、その利用の状況です。どんな利用状況を想定しているか。また、その想定しているで行くと、利用の件数としてはどれぐらいを見込んでのことかというのを伺いしたいと思います。

○岡村企画調整課長

光市U J I ターン滞在費補助金についてお尋ねをいただきました。

先ほど御説明いたしましたように、この事業は、光市への移住を検討されている方がまちの下見などで来訪する際の滞在経費の一部を助成して、それによって光市への来訪を後押しして、ひいては移住につなげていこうという趣旨でございます。

具体的には、移住を検討されている方が光市に滞在して、まちの下見を行う際の宿泊費、それから市内をいろいろ回っていただく上でのレンタカーの料金、こういったものを助成の対象として考えております。

空き家バンクなどの不動産物件の下見でございますとか、例えば市のシティプロモーション関係事業に参加をされるような方、光市のまちの様子を少し体験したいというような方、そういった方で、光市をゆっくりごらんいただくために市内の宿泊施設に2泊程度滞在される方を想定をしておるところでございます。

利用の件数でございますけれど、詳しい制度設計についてはこれからということになるんですが、2泊3日で滞在する場合の費用の半分程度の支援ということを一つの考えとして持っております。ホテル1泊について2,000円、それからレンタカー一日につい

ては3,000円程度の水準の助成ということを想定しておりまして、そうした場合に御同行者1名分までを合わせて、最大1万7,000円お一人にお支払いをすることができます。したがいまして、一応、新年度予算の上では、その5件分8万5,000円ということで計上をしているところでございます。

○仲山委員

来られる方にとっては結構有効かなという今、話を聞いていて思いました。5件、しっかりと利用して見に来てくださる方がいらっしゃるといいなと思います。

続きまして、その予算書でもその下になります、婚活応援補助金——「援」の字が御縁の「縁」となっていますけれども、これは県のほうのというようなことが何か聞いていたかと思うんですけれども、この補助金に関してもう少し詳しくお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○岡村企画調整課長

婚活応援補助金でございますが、こちらは結婚を望む男女の出会いをさらに促進をし、本市での家庭づくりを応援しようということで新年度から取り組む事業でございます。

山口県が設置をしております、やまぐち結婚応援センターという施設があるわけなんです、こちらが市内外で開催をする、いわゆる婚活イベントに参加をされる市民に対して参加費の一部を助成しようとするものでございます。

センターのほうでは大体、年間10回ぐらい、数えたところではこの有料のイベントを開催しておりますので、こちらのイベントに参加をされる方に対して1回のイベントについて2,000円、1人2回分程度の助成を考えております。新年度予算では1人2回分までということで、延べで言いますと20件分の予算を計上しているところでございます。以上でございます。

○仲山委員

ちょっと僕が勘違いしていたところもあったのかなと思いました。

光市民の方が参加をされる場合という補助金なんですね。はい、わかりました。

次に参ります。予算書の63ページになります。

ここでは行政情報化機器システム賃借料のところでおっしゃいましたか、GISシステムの更新ということが概要のほうの30ページに出ております。GISシステム（地理情報システム）、今はもう市のほうでもいろんな所管課で使っているかと思えます。これのシステムの更新ということのようなので、ちょっとその更新の詳細と、その結果、期待されるところをお伺いできればと思います。

○藤井情報推進課長

こんにちは。GIS（地理情報システム）の更改について御質問いただきました。

GIS（地理情報システム）とは、各部署が扱う地図情報を重ね、庁内で横断的に地図情報の共有ができるように整備したシステムでございます。

活用例を御紹介いたしますと、下水道台帳と地籍図を重ね、下水道管の通っている土地の番地や所有者を道路河川課が参照するというような使い方、また資産税係においては土地の評価額を算出する際に土地計画区域であるかどうかを確認し、評価方法の変更や都市計画税等の加算などに行っております。また、生活安全課においてLED防犯灯の管理にも利用しており、地図上の防犯灯を選択すると管理番号や防犯灯の写真が表示されるといったような使われ方もしております。このようにさまざまな部署で広く使用されており、業務を行う上で欠くことのできないシステムとなっております。

一方で、現在のGISは導入から10年以上が経過しており、さまざまな課題を抱えております。例えば、システムが陳腐化しておることにより、動作の遅延が発生しておる。動作環境の変化に対応していないため、例えば索引図をクリックすると詳細な地図に飛ぶといったような一部機能が使用できなくなっている。また、同時接続数が少なく、災害時などの同時アクセスが集中する場合にシステムが停止してしまうといったようなことで業務に支障を来している状況でございます。こういった課題を解決するために今回、システムを更改しようとするものでございます。

更改の進め方でございますが、新年度4月から6月にかけて公募型のプロポーザルを実施し、優先交渉権者を選定いたします。また、引き続いて7月から8月にかけて必要な機器のリース入札を実施し、契約をいたします。契約後、1月末までに新システムを構築し、現行システムからのデータ移行作業を行います。2月から現行システムとの並行稼働を開始し、3月から新システムへの本格稼働を予定しております。

今回の更新に伴います期待する効果でございますが、先ほど申しましたような課題が解決することにより、利便性が向上することや業務の効率化が高まること、こういったことを期待しております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○仲山委員

大変わかりやすい説明、ありがとうございました。

あと1点だけです。その同じく63ページのこちらでは1つ上になります。AI議事録作成支援システム使用料のところです。

このAI議事録作成支援システムというのを見てみますと、これも大きな効果が期待できるように思えるんですけども、今の時点で使い方やその効果について、どのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○藤井情報推進課長

AI議事録作成支援システムについて御質問いただきました。

AI議事録作成支援システムとは、AIの音声認識機能を利用して、会議などの発言から文字起こしを自動的に行い、テキストデータ化された議事録データを作成するものでございます。

御質問いただきました、現在、想定している使い方についてでございますが、20名程度の会議であれば集音マイクを複数台設置し、20人を超えるような会議では、手持ちのハンドマイクを渡して会議を進行する想定でございます。

会議後、録音データをクラウド上の音声認識システムに送信し、音声から文字に変換いたします。変換後のデータをダウンロードし、ここからは人間のほうが内容の確認、修正を行うという使い方を想定しております。

本システムの導入による効果でございますが、参考といたしました製品では、約40%削減されたというふうな事例が紹介されておりましたので、本市におきましても同程度の効果を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。

これが決算のときか何かに、ひょっとしたら数字になってあらわれるほどかどうかわかりませんが、期待しておりますので。はい、ありがとうございました。

○岸本委員

それでは、御質問させていただきます。

予算書の31ページをお願いします。

18番の繰入金、財政調整基金繰入金 2 億3,600万円と減債基金繰入金5,000万円について、御質問させていただきます。

平成29年度から一般財源配分方式を導入されました。令和2年度で4回目になるわけですが、この方式を導入された目的とこの方式のメリット、デメリットをまず教えていただけないでしょうか。

○山岡財政課長

委員より、基金の繰入金に対して、それにかかわる一般財源配分方式の目的、メリット、さらにデメリットについての御質問をいただきました。これについて回答させていただきます。

まず、初めに目的についてですが、一般財源配分方式の導入の背景には、平成26年度から28年度にかけて、毎年10億円以上の財政調整基金の繰り入れを行っていたということがございます。このままでは財政調整基金の枯渇が見込まれるため、平成29年度より基金に頼らない予算編成を目指し導入したものでございます。

具体的には歳入のうち市税や地方交付税など、使途が特定されない一般財源を各部局に配分し、各部局が配分された一般財源に国庫補助金などの特定財源を加えた額を上限に、その範囲内で主体的に予算を編成いただくものでございます。

次に、この方式のメリットについてですが、1つには一般財源配分方式は、初めに財政調整基金繰入額までを含んだ歳入を想定して予算編成を行うため、本市の財政規模に見合った予算が編成できることでございます。

2つ目は、これまでも答弁してまいりましたように、職員一人一人が主体的に予算編成を進めるための意識のあり方として、歳出の削減に加え、新たな特定財源の確保といった歳入、歳出、両面からの予算編成の意識づけが進むことでございます。

最後にデメリットについての御質問ですが、これまで4年間実施してきて特に大きな混乱はなく、これといった問題は発生しておりません。しかしながら、市民サービスの低下を招くことなく予算削減を進めてきた結果、例えば、施設の維持管理経費など内部事務経費の一部で更新年度を遅らすなどの対策が見受けられ、今後このあたりの解消を進める必要があるというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

今、目的、メリットとして、基金の取り崩しをこれ以上増やさないために、この一般財源配分方式を導入されたということですが、この令和2年度の予算案を見ますと、先ほども申し上げましたけど、基金の取り崩しをされていらっしゃるんですよね。財政調整基金が2億3,600万円、減債基金が5,000万円となっています。崩さない目的でこの方式を導入されたのにもかかわらず、なぜ取り崩しをされたか、その理由を教えてください。

○山岡財政課長

議員御承知のように、財政調整基金は財源不足の調整を目的とした基金でございます。減債基金も資産の償還を財源とするために、取り崩せるとされておる基金でございます。当初予算においては、これらの目的に沿って取り崩しを実施したところでございます。

通常10月に一般財源配分方式で一般財源を配分するわけですが、地方財政計画等の影響により、予算決定段階では金額の増減することは当然見込まれ、これらの調整に基金を活用させていただいておるところでございます。

以上になります。

○岸本委員

それでは、当初予算案の概要の10ページを開いていただきたいと思います。

先ほど、先行議員の方がこの義務的経費について御質問されましたけど、重複いたしますけど、私も質問させていただこうと思います。

一般財源配分方式を29年度から導入されて、46ポイントから令和2年度が49.5ポイント、3.5ポイント上昇しておりますんですね。ですから、本市の一般会計の予算額というのは約200億円ですから、1ポイント上昇すれば2億円という金額になる。ですから、3.5ポイント上昇したということは、7億円義務的経費が上昇したことになるんですね。

それと、その下の説明欄、先ほど課長さんが御説明されましたけど、義務的経費とは人件費、扶助費、公債費から義務的経費とっておりますけど、人件費は上がることがあっても、今から下がることはないと思います。また扶助費におきましては、この2020年、団塊世代の方が全て75歳以上の高齢者になりました。ということは、間違いなく社

会保障費関係の予算はかかってくるでしょう。そして公債費、これも先ほど説明で、新光総合病院の償還が始まった。また、大和コミュニティセンターの償還も始まって、また今から合併特例債を使っていけば、間違いなく公債費も増加していくでしょう。

この義務的経費を抑える方法というのは、何かございますでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

○山岡財政課長

委員より義務的経費が上昇しており、義務的経費を抑えていく方法があるかという御質問をいただきました。

まず義務的経費なんですけど、確かに委員がおっしゃられるように増加傾向にはございますが、一概に伸びてはいかないと考えておるところでございます。

議員お示しのように、確かに扶助費は増加傾向でございますが、人件費については、今年度は会計年度任用職員の影響により増加いたしました。過去10年間はほぼ32億から35億円の間で推移しておるところでございます。また公債費につきましては、例年22億円前後で推移しており、推計によりますと令和4年度の23億円をピークに、ややその後は減少していく見通しでございます。

その義務的経費を抑えるための方法について、何かあるかという趣旨の御質問だと思いますが、確実なものをここでお示しすることはできませんが、第三次行政改革大綱の中で、例えば定員管理の適正化、給与・報酬等の適正化、また市債残高の抑制など、目標を定め取り組んできたところがございます。

そのほかにも健康寿命の延伸を目指した施策を講じるなど、扶助費の抑制のため鋭意取り組んでおるところでございます。これらの事業を組み合わせながら、義務的経費の抑制についても引き続き努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○岸本委員

先ほどの当初予算案の概要の6ページ、これを開いていただけたらと思います。

その下側の左側の円形のグラフ、歳出が書いてございます。その円形の右側、約半分が先ほど申しました義務的経費です。人件費、扶助費、公債費ですね。49.5%。繰り出し金9.6%、これも病院の企業会計に行ったり、行き先決まっております。また、扶助費等も大体、行き先が決まった予算だと思います。残りは物件費と投資的経費でございますけど、本当にわずかな数字になっております。このパーセント数では、なかなか行政サービス、市民サービスにおける予算というのが不足する。だから、予算の硬直化が進行しているから、基金の取り崩しを行わなきゃいけない。取り崩しを行わなければやっていけない。

また、本市の財政構造にしましても経常収支比率が高い状態ですので、やはり硬直化が進んでいます。予算と財政構造の両方が硬直しているのです。この硬直化を是正していくことは、容易ではないと思います。早く対処をしなければ、これから先、行政運営に重大な影響を及ぼすのではないのでしょうか。

先ほど、義務的経費を削減するにはどうしたらいいかという御質問をさせていただきましたけど、もうこの硬直化を是正する方法というのは、思い切った治療しかないと思います。私が考えます3つの方策、1番目に痛みを伴う思い切った行政改革、2番目に箱物建設は当分控える、3番目に基金の取り崩しや起債による歳入確保に頼らない予算編成を実行すること。

以上3点が、私は硬直化を是正する方策だと思っております。新人議員でいろいろ生意気なことを申し上げましたが、令和2年度予算案に反対するつもりは毛頭ございません。

○委員長

岸本委員、今、質疑の時間でございまして、また討論の時間というので、それに適したところもありますので、適した場で適した御発言をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

○岸本委員

済いませんでした。

以上で終わります。

○田邊委員

63ページ自治体クラウドをちょっとお願いします。

自治体クラウド、なかなか目に見えないとこなんで、なかなか難しいと。電算システム管理事業、この63ページのトータルではそんなに変動がない。行政情報化行政情報化機器システム保守委託料が減、そして共同利用型クラウドシステムの使用料は増、そしてその下、ホームページ管理システム使用料は増、A Iこれが新規、行政情報化機器システム賃借料は増、その後ずっと飛んでずっとこうあるんですけどね、総合行政ネットワークの山口県ノード利用負担とか、このあたりで変動は余りないんですけど、もう一つ気になるところが債務負担行為なんです。245ページなんですけど、ここに共同利用型クラウドシステム利用事業、限度額9億4,116万円、これはいわゆる今年度以降は令和2年から令和9年度まで8億412万8,000円が残るという形なんですけど、このあたりの考えをちょっとここで、日にちが29年から元年とか、こうずっとたっているんですけど、これまだ8億残っているんですけど、このあたりの先が長いことなんですけど、このあたりのところをちょっとわかれば教えてほしいというところでお願いします。計画みたいなもので、はい。

○藤井情報推進課長

共同利用型クラウドシステムの今後の経費の見込みについてというふうな御趣旨の御質問というふうに受け取りました。

共同利用型クラウドシステムは議員御承知のとおり、市民サービスに直結した市役所の窓口業務において、住民票や所得課税証明書などの証明書の発行や国民健康保険、介

護保険の認定など、住民基本台帳から税、福祉分野にわたる30業務について、周南市、下松市、柳井市、阿武町及び本市の4市1町が、共同で同一処理システムを導入したもので、本市においては30年2月から利用開始をしたものでございます。

経費の支出状況でございますが、29年度から令和元年度におきましては、今、議員が御紹介されました254ページに記載のとおり、1億3,703万2,000円の経費を支出しております。令和2年から9年度におきまして、使用料の見込みでございますが、こちらのほうは5億7,245万8,000円となっております、46ページに記載しております支出予定額からと比較いたしますと2億3,167万円の減となる見込みでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

この29年度から元年度までのがあまり減っていないけど、この後は計画的な考えはないんですか、あるんですか。

○山岡財政課長

共同利用型クラウドシステムの債務負担行為ですが、限度額に対して、現在の支出額を立てておりますので、当該年度以降の支出予定額にはそれを差し引きしたものとなっておりますところでございます。

以上であります。

○田邊委員

だから、もう2年度から5年度までは、8億幾らというのが残りということですよ、結局、契約では。違うんですか、どういうことですか。

○小田政策企画部長

御承知かと思いますが、債務負担行為のここの設定はあくまで9億4,116万円は、限度額の設定です。実際の契約額とここで既に乖離しています。実際の契約額が。だから、ここの支出額のところには実額が入りますから、限度額から実額を引いたから、いかにも残りが8億幾らあるように見えますけれども、実際は先ほど課長が言いましたように、実契約上は残りが5億7,200万円しか残っていないということになります。あくまでこれ限度額の設定です。

○田邊委員

限度額から支出額を引いた額がここに出たという形で、はい、わかりました。それがちょっと気になったんでね、これがこのまま残っているのかなと思って、はい、わかりました。

そうしたところで、クラウド自体がいわゆる円滑にいつているといふところなんですけど、このクラウドは、今後まだまだ幅広くなるの。いろいろAIが入ってきたりという

ところなんですけど、新規のこの総合行政ネットワーク山口県ノードとかこういうのが新しく入ったんですけど。

○藤井情報推進課長

共同利用型クラウドシステムにつきましては、先ほども申しましたように住民向けのサービス、業務を対象としておりますので、そういった業務の中で法制度の改正等により業務が追加になることや、またなくなればサービスから削除するというふうな変化はあろうかと思います。

以上でございます。

○田邊委員

わかりにくい。これシステムに行政が合わすわけ。それとも行政のシステムを新たにクラウドでつくるの。そのあたりをはっきりしたいと思います。クラウドに関してはね。システムに対して行政側が合わすのか、それとも新たな行政のものをシステムに組み込むかと、そこをはっきりしたいと、私はそこが重要と思う。

○藤井情報推進課長

共同利用型クラウドにつきましては、導入するシステムのパッケージ製品で想定している使い方をそのまま使う、カスタマイズはしないというものが大原則になっておりますので、システムに行政が合わすというふうな考え方になろうかと思います。

以上でございます。

○田邊委員

そこが問題なの。個別カスタマイズの抑制、これが求められちよるから、実際これは問題なんですよね、実際。だから、今までの行政サービスが難しくなるというところが、この個別カスタマイズが抑制されるというところが私は問題と思うので、今後はそのシステムに行政側が合わせるというところが、もうずっとそのクラウドで持って行かれるのでね、そこをちょっと気にしています。自治体の多様性がなくなるというところが一番の問題。

はい、わかりました。クラウドの部分はそこを十分気をつけてください。

はい、以上です。

討 論

○田邊委員

議案第1号 令和2年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）について、反対の立場で討論をいたします。

令和2年度光市一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ202億5,000万円、それぞれ2億6,000万円の増加、私の気になった点は財政調整基金と減債基金を合わせて2億8,450万円の減少です。また、令和2年度の予算額の財源内訳を前年度当初予算と比較

して、国・県支出金で7,260万円の減少、地方債で2億9,880万円の増加、その他の収入で1億9,963万円の減少、一般財源で2億4,143万円の増加です。

予算編成に当たっては、これは大変御苦勞があったと思いますが、私が先ほど指摘した1点目、近年の市債残高が増加傾向にあり、市として市債残高を削除していくという意思表示をしていく必要があると。そういう意味でも、市債の償還に特化した減債基金を積み立てていくこと。指摘の2点目は事務的経費の増加、また市税収入の減少などに伴い、本市のみならず全国の市の財政の硬直化が進んでおるところはわかっておるところではありますが、このことが経常収支比率の悪化につながり改善できないことは十分承知しております。しかし、令和2年度光市一般会計予算は義務的経費総額が増加していること、財政の硬直化が進んだものと私は判断し、その2点を指摘して反対討論いたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

（2）報告事項

①光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定（案）

説 明：岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長 ～別紙

質 疑：なし

②光市公共施設使用料の見直し基準（案）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

今説明の中にありました、法定何委員とおっしゃいましたっけ。

○縄田市民課長

法定代理人であります。

○仲山委員

法定代理人というのは、どういう方を指すものなんですか。

○縄田市民課長

法定代理人は、家庭裁判所において指定された方になります。
以上です。

○仲山委員

具体的には、多くの場合、家族というふうになるんですか。どうなんですか。

○縄田市民課長

成年後見人の方は、成年被後見人の方の保護・支援ということになりますので、家庭裁判所が家族の方あるいは弁護士の方など、御本人さんの状況に応じて、世帯の状況等も勘案して指定する形になります。
以上です。

○仲山委員

理解いたしました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第12号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

では、1点だけお尋ねいたします。

今回、税率の改定と多子世帯の負担の軽減行われるわけですが、特に多子世帯の負担軽減のほうで、国保の場合、人数割ということで、多く子供さんがおられる場合は負担が確かに多いということで、非常に負担軽減につながる施策と思いますし、ありがたいんですが、実際に光市において、国保で多子世帯どのくらいおられるのか、対象となる方はどのくらいおられるのかを、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○縄田市民課長

多子世帯の対象者でありますけど、令和元年度の当初賦課ベースで申し上げますと、対象者は52世帯、67人となっております。

以上です。

○森重委員

これも結局2年間ということでもいいんですかね、期間。

○縄田市民課長

税率の改定につきましては、2年間限定でありますけど、多子世帯につきましては、そういった限定はございません。

以上です。

○森重委員

限定はないということは、ずっと続けられるというふうに捉えていいんですか。

○縄田市民課長

今現在、国のほうで、市長会や全国知事会などに、子どもの均等割りの減免についていろいろ要望を上げておりますので、その状況にもよりますが、当面減免のほうを実施いたします。

以上です。

○森重委員

おっばい都市宣言のまちということで、ぜひこれも導入を続けていただきたいと思いますけども、じゃ、参考までに影響額もお聞きしておきます。

○縄田市民課長

多子世帯で申し上げますと、税額に対する影響額は約150万円であります。

以上です。

○森重委員

了解いたしました。よろしくお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和2年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長、小田生活安全課長、高橋周防出張所長、杉本税務課長、縄田市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○中本委員

それでは、簡潔明瞭に質問をさせていただきます。

施政方針の12ページの中ほどにあります。予算の概要の25ページにもありますが、空家等の実態調査の結果をもとに空家等対策計画を作成するとありますが、今年度実施した空き家実態調査はどのように実施し、結果はどうであったか、お知らせをお願いいたします。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の空家等実態調査は、光市全域の空家等に対して、敷地外からの外観目視による現地調査を行い、戸建住宅、共同住宅、店舗、事務所等の空家等の実態調査を、業者委託により調査したものでございます。

実態調査の結果としましては、建物総数3万2,895戸のうち、空家等戸数は1,142戸で、空家率は3.5%でございます。

空家等の内訳といたしましては、まず、AからEランクに分けて判定しました空家等の老朽度、危険度ランク別の結果ですが、目立った損傷が認められないAランクの空家等が517戸で、空家等戸数全体の約45%を占め、部分的な損傷があるが危険な損傷が認められないBランクの空家等が204戸で、18%となっております。次に、部分的に危険な損傷が認められるCランクの空家等が255戸で、22%を占めます。次に、建物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられるDランクの空家等が37戸で、全体の3%、建物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が高いと考えられるEランクが35戸で、3%となっております。また、地区別の空家率では、牛島地区が33.9%と最も高く、次に、周防地区が4.6%、塩田地区が4.2%、室積地区が4.0%の順となっており、三井地区が1.9%と最も低い結果でございます。

以上です。

○中本委員

詳細な調査結果を報告をいただきました。実は、国の総務省が公表した住宅土地統計調査では、光市が約3,500空き家があるというような報道もありました。光市の実態調査では1,142戸ということですが、空き家の定義を含めて、総務省の見解はどういうふうなんでしょうか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、平成30年度住宅土地統計調査の結果では、光市が3,510戸で、それに対し、空家等実態調査では1,142戸となっております。乖離理由といたしましては、空家等実態調査の対象が全戸調査に対し統計調査は抽出調査に基づく推計値であること、共同住宅や長屋住宅は全ての住戸が使用されていないもののみ空き家としてカウントしておりますが、統計調査では住戸ごとに空き家数をカウントしていること、また、実態調査では市営住宅などの公共施設は対象外であることなどが要因ではないかと考えております。

以上です。

○中本委員

わかりました。長屋住宅と公共施設は除くということで、実態的には若干のズレが少しあるのかなと。空き家対策については、各地区で非常に重要な課題となっておりますし、ランク別に老朽度の調査し、公表していただきました。Eランクについては30件あるという、危険性が高いというふうに考えられておりますし、判定不可ちゅうのもありますので、しっかりそのあたりをよく調査しながら、危険性があるもの、あるいは、放置すれば倒壊の恐れがあるようなものもありますので、早く実態調査、ある程度また含めてお願いをしておきます。

したがって、空き家によって景観が損なわれたり、衛生面あるいは防犯面の問題が各地区で起こる可能性がありますので、空き家条例等をつくるなど対策が行われておりますが、法的な効力がちょっとないということで、最終的には所有者でありますので、ぜひ今から空き家対策計画の策定をされますが、市内地域の方が安心して住める、安全に住めるような環境にしていかなければならないというふうに思っておりますので、12ページにありますように、高齢化・少子化で深刻な社会問題となっているのは切実な問題でありますので、しっかりとその計画をよく踏まえながら、最大の効果が出るような計画の策定をお願いをして終わります。

以上です。

○林委員

1点だけお尋ねいたします。

予算書の75ページをお願いいたします。一番下段の個人番号カード関連事務委任交付

金がここに掲げられておりますけれど、私も早くに申請して、今年度、交付していただいて5年経つので、改めて生年月日の日にまた更新ということでもありますけれど、それはさておいて、マイナンバーカードの普及率というんでしょうか、お願いいたします。

○縄田市民課長

マイナンバーカードの交付状況でございますが、ことしの2月末現在の交付率で申し上げますと、光市では21.5%ということになっておりまして、これは県内で1位となっております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。県内で1位ということを知り安心しておりますが、まだ21.5%ということですので、これはここで要望しておきますけれど、今後とも啓発を続けていただいて、普及率が上がるようによろしくお願いいたします。

終わります。

○森重委員

1点だけちょっとお聞きいたします。

65ページの空き家対策ですけど、ここで今回、令和2年度に空き家対策の協議会委員会、設置をされます。空家等実態調査に基づいて、次の、先ほど言いましたAからDのランクのいろいろそういう調書をもとに、いろんなことをされるのかわかりませんが、その内容と、メンバーはどのような方がするのかだけ、ちょっとお聞かせください。

○小田生活安全課長

空き家対策計画の策定に当たって、空き家法の第7条に定める協議会の設置がございます。内容といたしましては、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議等を行うためのものがございます。この協議会は、現在、空家等対策審議会というのがあり、その審議会から変更し、新たに司法書士や宅地建物取引士などの学識経験者を協議会の委員に予定しております。既存の審議会の委員としては、建築士、弁護士、連合自治会長、民生児童員等の方が委員となっております。

以上です。

○森重委員

わかりました。専門的な方と、また民生児童委員さんたちも、そういう現場の方も入られて協議をされるということで、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○仲山委員

今質問がありました件についてですが、ちょっとそれを聞いた後、あと4件ばかり聞

かせていただきたいと思います。

空家等対策計画のほうで今お話を大体伺って、了解しました。具体的な策定までの工程スケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○小田生活安全課長

スケジュールといたしましては、空家等対策計画の策定を令和2年と令和3年度の2カ年で策定し、令和4年度からの5カ年の計画期間を予定しております。協議会については、先ほど申しましたとおり、令和2年度に設置する予定でございます。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。もう1点この件について、この空家等対策計画というものの狙いといいますか目的、それから内容に盛り込まれること、多分対処の仕方だとか、そういうことまで入ってくるかと思うんですけど、こういった内容の計画になるのかお伺いしてもいいですか。

○小田生活安全課長

計画の内容といたしましては、適切な維持管理がされていないことで、周囲の住環境への悪影響や景観、治安の悪化など、空家等がもたらす問題の予防や解消を目的に、適正管理の促進、利活用の促進、特定空家等に関する措置、相談体制の充実など、今後の空き家等に関する対策の取り組み方針を示すことを考えております。

以上です。

○仲山委員

今のお話の中で、利活用という言葉が入ってきているようでしたけれども、利活用となると、ほかの所管なんかとも連携するような内容かとは思いますが、そのあたりも実際に我々、空き家問題というか、空き家を何とかしたいという中には、できれば生かしていくということも含めて考えてほしいなと思っていたところなので、危険空き家の対処はもちろん大事ですけども、そちらのほうにも連携していけるような内容があるようでしたら、ぜひ進めていただければと思います。

次に参ります。

概要だと11ページになります。学校を活用したコミュニティセンター複合化事業というのを進められるということですけども、ことしは具体的な整備ということにも入っていくようですが、整備内容について少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

学校複合化にかかわる整備の内容ということですが、令和2年度につきましては、東荷小学校の改修ということで考えております。基本的には、1階部分の余裕教室、こちらを活用して、事務室や会議室への改修、それから、出入り口へのスロープの設置、こ

ういったものを予定しております。

以上でございます。

○仲山委員

学校という場、教育の目的でこれまで使ってきているものなので、改修はいろいろあるかと思います。あと、区分といいますか、そのあたりもなかなか難しいことがあるかと思うので、ぜひそのあたり、しっかりとやっていただければと思います。具体的なスケジュールとしては、どのような進み方になるかお伺いしてもいいですか。

○高橋地域づくり推進課長

改修のスケジュールにつきましては、今後、学校等との協議、調整というのを行いますけれども、基本的には長期休暇中、こういったところを利用して施工するなど、授業への影響を極力避けるように配慮をいたしまして、予定といたしましては、再来年度、令和3年度の当初から供用開始できるような形で取り組んでいければというふうに思っております。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。次に参ります。

来年度、計画的なものが3つほど、先ほどあった空き家を含めて、プラン、計画の策定というのが入っております。第3次生涯学習推進プランの策定ということで、概要の20ページのほうに上がっております。この工程スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

第3次生涯学習推進プランのスケジュールということですが、来年度、令和2年度につきましては、生涯学習関連団体へのアンケート調査、いわゆるプラン策定の取りかかりの段階ですが、これを来年度については予定しております。来年度は、このアンケート調査とあわせまして、庁内の検討会議の立ち上げというようなことを行いまして、実際の策定につきましては、令和3年度の策定並びに完成ということを予定しております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。内容についてですけれども、第2次プランの進展というか、達成というか、そういった状況、あるいは社会状況の変化があるかと思うんですが、また新しい第4次にそれらを踏まえて盛り込みたいというか、第4次に向かってちょっと考えていること等ありましたら、お伺いできればと思います。

○高橋地域づくり推進課長

今のところ具体的にこれという、当然今から話し合っていくことですので、そんな具体的なものじゃないんですけれども、今、先ほど委員がおっしゃったとおり、いわゆる第2次のアップデートという部分も当然ございますし、あるいは、当然、現計画の5年間の間にいろいろ変わったことということも盛り込みながら、また新たなプランというものを策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

生涯学習という言葉だけで言うと、もうちょっと広い範囲なんでしょうけれども、地域づくりに大変深くかかわっているところだと思いますので、ぜひ有効なプランになることを期待しております。

次に、第4次男女共同参画基本計画の策定という計画の策定が上がっております。こちらのほうについても、工程とスケジュールはどうなっておりますでしょうか。

○大山人権推進課長

第3次基本計画につきましては、計画期間が令和3年度までとなっておりますので、まず令和2年度において、18歳以上の市民1,500名を対象に男女共同参画に関する市民アンケートを実施し、結果の集計、分析等を行います。令和3年度において、第3次計画の検証をもとに、この市民アンケートの結果や、現在策定が進められております国や県の基本計画等の課題や内容等を踏まえ、また、市民の参加によります光市男女共同参画推進ネットワーク等の意見をお聞きしながら、策定に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

こちらのほうも、今時点ということでは、それほど明確なものがあるかどうかわかりませんが、第4次計画に向けてというところで、今の時点で何か盛り込まれることというか、ありましたら。

○大山人権推進課長

本年度は国が、来年度は県が基本計画を策定してまいりますので、この内容を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○仲山委員

了解しました。

あと1点、交通安全対策に関してですけれども、予算書の65ページになるんですかね。交通安全対策事業、交通安全施設設置工事及びその前のあたり、修繕であるとか、補修

資材等というところに当たるかと思うんですけれども、去年も聞かせていただきましたが、去年も順次予算が減っていっていると。去年が600万円、その前はほぼ同額の613万円、その前が700万円あったというような状況、徐々に減ってきているんですけれども、交通安全施設は、ラインにしても、カーブミラーにしても、市民の安全にかかわる重要なものだと考えています。こういうふうに減額されてきていますけれども、これで順調に修繕、更新できるのか心配しているんですけれども、そのあたりについてのお考えをお伺いします。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、交通安全施設設置工事につきましては、区画線の引き直しやカーブミラーの新規設置等を計画的に行うもので、区画線は、市民からの情報や職員による調査等により工事場所を選定し、カーブミラーの新規設置は、ここ数年の自治会等の要望件数等を勘案し、予算を確保しております。そういったことから、予算内での対応は可能ではないかと考えております。また、修繕料につきましては、昨年同額の予算を確保し、老朽化に伴うカーブミラーの建替えや、街路照明の不点灯等の修繕、緊急性のある区画線の引き直し等も見込んでおり、おおむね予算内で対応できるものと考えております。

以上です。

○仲山委員

おおむね対応ができるという考え方であるということは了解しました。実情を見ますと、市内各所でラインが結構薄くなっている。まあ優先順位を決めてやられるんだと思いますけれども、ちょっとこの調子でどんどん金額が下がっていくと、ちょっと心配な状況ではあります。見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

○田邊委員

おはようございます。概要版27ページをお願いします。

飲料水供給施設長寿命化事業なんですけど、2,500万円。これについて計画みたいなものが、どういった計画でやっているかというところを教えてほしいというところなんですけど、お願いします。計画的なものを。

○小田生活安全課長

飲料水供給施設の長寿命化事業ということで、先ほども御説明申し上げましたが、令和2年度については、心臓部である制御盤の整備を計画しております。次年度以降につきましては、浄水場内の配水管等の整備を計画しております。

以上です。

○田邊委員

今から計画をして、制御盤を2年度ではやるということで、引き続き長寿命化につい

ては、飲料水の供給施設をやるという形ですね。わかりました。よろしくお願いします。

○木村委員

ちょっと1、2点。予算説明資料の4ページ。

今こういった厳しい税收、そういった中で、市の地方税として収入がある自動車取得税交付金というものが皆減になっていると。こういうふうな状況の中で、担当の市民部としてどういうふうな状況、いろいろな影響が出てくるところもあるんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺の御説明をいただきたいと思います。

○杉本税務課長

自動車取得税交付金についてですが、令和元年10月1日から県税である自動車取得税が廃止されまして、軽自動車分が市税として軽自動車環境性能割に、また、軽自動車以外の普通車分が県税として自動車税環境性能割となり、環境性能割交付金として市へ交付されていますので、自動車取得税交付金に替わりまして、そのように分かれております。

以上でございます。

○木村委員

こういった車体課税というのは国の方針であり、いろいろ法改正の中で生まれてくるものではありませんけれど、やはり地方に波及する影響というものが大変多くあると思います。そういったところを注視しながら、地方自治体としてもいろんな方策を立てていっていただきたいなというふうなことを申し述べておきます。

続いて、概要版の20ページ、コミュニティセンターのあり方に関するワークショップということで、現在、周防と三島のワークショップがこれから行われるということで、新規事業として掲載されてございますが、これの計画的なもの、そういったものが少しわかればお示しいただければと思います。

○高橋地域づくり推進課長

三島と周防のワークショップについてということですが、基本的には、先ほど御説明の中でも申し上げましたとおり、各地区2回、計4回程度ということで計画をしています。具体的な内容とか、あるいは日程、こういったものにつきましては、各地区のコミュニティ協議会とも協議いたしまして、今後事業を進めていきたいというふうに考えておりますし、今のところ具体的にいつというところは決まっておりません。

以上でございます。

○木村委員

先ほど御説明いただいたんで、大体のことはわかってはおったんですが、やはり興味、関心の高いところですから、そういったところをまた再度ちょっとお尋ねをさせていただいたところでもございます。2回程度ということでございますが、講師などは決まって

おるんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

今のところは、まだ決まっておりません。

以上でございます。

○木村委員

わかりました。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第2号 光市国民健康保険特別会計予算

説 明：縄田市民課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○森重委員

2点ほどちょっとお伺いいたします。

13ページ、国民健康保険システム改修委託料です。歳入のほうにも同額で10分の10で、これは国庫でお金が入ってきているんですけども、このオンラインにするシステム改修ですけども、このことによって資格情報を確認できるということなんですが、もう少し詳しく説明いただければ。市民にとってはどういうふうな便利さというか、そちらもあるんでしょうけど、そこの御説明をちょっとお願いいたします。

○縄田市民課長

国民健康保険システムのオンライン資格確認についてでございますが、オンライン資格確認とは、医療機関等がオンラインを活用し、被保険者の正しい資格情報を効率的に確認する仕組みでありまして、今回のシステム改修により、被保険者の氏名や生年月日、保険者名、資格取得日及び喪失日、また負担割合や自己負担限度額などの資格情報を、医療機関等の窓口において確認できるようになります。また、被保険者本人から同意を得た医療機関においては、薬剤情報や特定健診情報が閲覧できるようになることから、予防健康づくりや重複投薬の削減などにも効果が期待できるものでございます。

以上です。

○森重委員

わかりました。ありがとうございました。了解いたしました。

今後、またオンライン資格も、いろんな意味で幅がばっと広がってくるんだというふうに思いますし、マイナンバーカードがいろんな意味で活用をされるようになるんだというふうに思います。ありがとうございます。

もう1点ですけれども、19ページの、先ほど御説明いただきました疾病予防費の糖尿病性腎症重症化予防事業委託料の295万円ですね。これは、どのように委託をされて、どういうふうな内容のものか、ちょっと詳しく説明をいただければ。

○縄田市民課長

糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料についてでございますが、これは昨年度からの引き続きの事業でございますが、糖尿病患者で受診中の人を対象として、重症化するリスクの高い人を抽出しまして、保健指導を業者に委託するという費用でございます。

以上です。

○森重委員

その抽出するというのが、どういうふうなルートでですか。受診中の人、先ほどは何か文書による受診勧奨をするというふうなことを言われたんですけど、かかりつけ医等と連携というのはどういうふうに。ちょっとその辺が意味わかりません。流れがわからないんで。

○縄田市民課長

先ほど、令和2年度の新たな取り組みとして少し御紹介したところでございますが、糖尿病重症化腎症予防対策として、未受診者、これは特定健診を受診しているが、医療機関を受診していない方、これを未受診者と言っていますけど、この未受診者や受診中断者、過去には病院を受診しておられましたが、現時点において受診していない方、こういった方を対象に、KDBシステム、国保データベースシステムというのがありまして、そういったものから対象者を抽出するという形になっております。新規事業につきましては、抽出した対象者全員の方に文書による医療機関への受診勧奨ということを行います。

予算書に載っております299万5,000円の予防事業でありますけど、これは今年度も実施しておりますが、先ほど申し上げましたように、糖尿病患者で現在受診中の方を対象に、重症化リスクの高い方をさらに抽出して、そういった対象者に対しまして、委託した事業者が保健指導をするという委託料になっております。

以上です。

○森重委員

わかりました。ちょっと複雑でしたけど、わかりました。じゃあ、まだ受診中じゃない方に関しては、国保データベースというふうなところから抽出をして、全員の方に対

応をしていくということでもいいんですかね。

○縄田市民課長

そういうことでよろしいです。

○森重委員

ありがとうございました。

以上です。

○田邊委員

国保の歳入予算、特別会計のほうの予算書の9ページをお願いします。

県からの支出金の特別交付金、保険者努力支援分の1,672万5,000円なんですが、これについては、31年度、元年度は2,000万円ぐらいであったと記憶しているんですけど、これをインセンティブでいろいろなメリットがあるといふところなんですけど、これについては、今まではプラス評価だったと思われそうですが、マイナス評価になるのはいつか。それと、この見込み、これは見込みで1,672万5,000円と提示された、ここに書いてある県からの額なんですけど、今後、先ほども言われたように、国保の国保加入者が減るところでは、この努力者支援分がやっぱり減っていくのかなというところをちょっと聞きたいと。お願いします。

○縄田市民課長

まず、努力者支援制度のマイナス評価ということでございますが、マイナス評価自体は令和2年度から実施されることになっております。ただ、令和2年度分の評価につきましては、平成29年度の実績をもとにすることになっておりますことから、平成29年度の実績をもとにマイナス部分が出てくるということになっております。令和2年度、先ほど言われたように、保険者努力者支援分として1,672万5,000円の歳入を上げておりますが、保険者努力者支援制度につきましては、これ以外にも特別調整交付金の中にも補助金が入っております、トータルでは大体2,000万円程度が保険者努力支援制度分として入ってくる予定となっております。

今後につきましては、いろいろ制度については変わっておりますし、今後どうなるかというのは、なかなか難しいところではありますけど、国のほうでも全体枠自体が大きくなっておりますので、令和2年度、令和3年度といったところであれば、何とか2,000万円がキープできるのかなというふうには考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。国の制度によって、枠が、全国的な枠の中での光市における交付金というところで、ここ一、二年は2,000万円キープできるというのが今確認できましたが、そのあたりを注視しておきます。今後、国保はこういったものをやっぱり活用して

いかないと難しいんだなというところもあるので。わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第4号 令和2年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

91ページ、後期高齢者保険料の歳入のところをお願いします。

今説明があったように、保険料率の改定の年ということで、後期高齢者医療保険料の歳入総額は8億8,188万4,000円、前年度と比べて5,872万2,000円の増額となっておりますが、この均等割額、今年度5万2,444円から令和2年度は5万3,847円と、1,403円の増額になるということ。なぜこのように予算額や均等割額が増えているのかというところを聞きたいと。お願いします。

○縄田市民課長

後期高齢者医療の保険料についての御質問でございますが、予算額及び均等割額の増額の主な要因は、診療報酬の改定等に伴う医療費の伸びであり、被保険者数の増加も予算額が増えた要因の一つであると考えております。

以上です。

○田邊委員

診療報酬の改定に伴って医療費が伸びたということと、被保険者の増加、75歳以上、これが増えてくると。それはもう当然のことなんですよ。結局ここで言いたいのは、国の制度であるけど、高齢化社会が進行していく現代において、75歳以上がまたどんどん増えていく。高齢者にかかる保険料については、できるだけ上げない方向で私は考えておるので。保険料の増えた理由についてはよくわかりました。わかりましたが、後期高齢者については、やはり昔の保険に戻すというところが、やっぱり根本的な問題なんで、国の制度なんだろうがないんですけどね。この保険料改定の時期に合わせて、毎回均等割額が、調定額が上がっていくので、大変だなと私は思います。

以上です。

討 論

○田邊委員

議案第4号令和2年度後期高齢者医療特別会計について、反対の立場で討論をいたし

ます。

現在の後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費をどう賄うかという財政的なものに視点が置かれており、高齢者の特性である福祉的な視点がおろそかであると考えられます。後期高齢者制度はもっと高齢者の生活を守る視点に立ったものであるべきで、このたびの保険料の引き上げは、75歳以上高齢者のますますの経済的な負担を増加させるものであるという点を指摘して、反対討論といたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説明：加川総務課長 ～別紙

質疑：なし

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第21号 山口県市町総合事務組合の共同処理をする事務及び規約の変更について

説明：加川総務課長

質疑：なし

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和2年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説明：加川総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

質疑

○西村委員

ページ51ページ、防災市営拠点整備事業について、お尋ねをいたします。

今回予算が計上され、1月24日に南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価が発表されたことで、この計画策定にどういう影響があるか、お尋ねをいたします。

○呉橋防災危機管理課長

この津波評価につきましては、防災にかかる事案でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の津波評価はどのようなものかと申しますと、文部科学省に設置されました特別機関であります地震調査研究推進本部により発表されたものでありまして、その内容というのが今後30年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生し、沿岸に押し寄せる津波高が3

m以上、5 m以上、10m以上になる確率を評価したのですが、現在の対策の基本となっております最大規模クラスの地震は評価の対象外となっております。

そして、光市における確率なのですが、1月24日に発表されたこの評価では、いずれもゼロ%から6%未満ということで発表されておりましたが、先日防災科学研究所により地域ごとの詳細がインターネット上で公表されました。その結果、光市は全域でゼロ%ということを確認をさせていただいたところです。

また、南海トラフ地震につきましては、対応は広域的なものでありますことから、県にこのことについて状況を確認いたしましたところ、県内においては全域でこの起こる可能性がゼロ%でありましたことから、現時点で対応を変更することはないということでございますので、本市に対する影響、いわゆる防災に対するとか指令拠点に対する対応等に影響はないと考えているところです。

以上でございます。

○西村委員

了解しました。

○林委員

こんにちは。予算書の69ページ、先ほど御説明いただきましたけれど、山口県総合防災訓練負担金25万5,000円についてお伺いをいたします。

先ほどの説明では5月31日牛島を会場に防災訓練を実施するということでございましたけれど、山口県総合防災訓練とはどのような事業なのか、また、目的や概要についても詳しく御説明いただけたらと思います。

そこで、訓練実施に係わる費用ですが、負担金25万5,000円だけと理解してよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

山口県総合防災訓練の目的と概要について、少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

目的と概要についてですが、住民や地域団体の自主防災意識の高揚、また防災関係機関相互の協力体制を確立し、地域防災力の向上を図るため、住民及び地域団体等の参加、協力のもと、昭和38年度から毎年実施しておるものであります。そして、平成23年度からは、それまで市町単位で持ち回って実施していたんですが、これを大規模な広域災害の対応強化を図るため、県内7カ所にあります県民局単位での広域実施となりました。令和2年度におきましては、周南県民局管轄の光市、下松市、そして周南市一帯で広域的に訓練を実施することとなります。

また、費用につきましては、負担金であります25万5,000円で行ってまいります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。概要や費用について、理解いたしました。

今回の訓練は周南地域で広域的に実施されるということで、光市牛島での訓練ということでございますが、訓練内容について決定しているものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

訓練内容につきましては、今後消防等と協議しながら詳細を詰めていくこととなります。具体的な内容については今後行われます実行委員会等で決定をさせていただくようになりますが、災害対策本部設置訓練であるとか情報収集訓練、物資の輸送訓練、また火災防御訓練、水難救助訓練等を想定をしておるところでございます。

以上です。

○林委員

訓練の内容につきましては、これから決めていくということでございましたけど、わかりました。訓練を実施するに当たっては、牛島にお住まいの方々の御協力が必要だと思いますが、御依頼などされているのでしょうか。いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

先ほど申し上げましたように、訓練の詳細が決定しておりませんので、訓練別の参加人数とか詳細についての協議はまだしておりませんが、牛島の自治会長であるとか消防団の分団長、またはコミュニティセンターの館長さん等には既にお会いをして、牛島で訓練をすることについての話はさせていただいているところです。そのときには、皆さんから高齢化が進んでおって、十分なことはできないかもしれませんが、できるだけの協力はするという御返事をいただいております。

以上です。

○林委員

わかりました。お話をされているということをお聞きいたしまして安心いたしました。今回の訓練がよりよいものになるように期待しております。

また、昨年整備されたヘリポートもございますので、しっかりと使っていただいて訓練をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○森重委員

今回いろいろ大きな数字が出ております。会計年度任用職員制度について、この4月からスタートということで、各所管において、予算が人件費でるお伝えされているところですが、まとめて総務のほうでお伺いしたいと思います。240ページに会計年度任用職員の説明が書いてあるんですけども、昨年9月に条例審議したときに、人件費、いわゆる賃金、物件費だったんですけど、その3億円のうち4,000万円から

5,000万円ぐらいのアップというふうに、ちらっと覚えが残っているんですけど。そのような中で、今回この予算計上される中で、全体的な人件費アップの数字等お聞きしたいと思うんですけど、詳しく、大枠で結構ですけど。

○加川総務課長

会計年度任用職員の影響額ということでございますが、240ページのイのところに会計年度任用職員という欄がございます。こちらにつきましては、令和2年度からの新規の制度でございまして、前年度のところの数字が入っておりませんので、なかなか比較がこのままじゃできないということで参考数字を申し上げたいと思います。

現在、嘱託、臨時、パート職員が会計年度任用職員に移行しているわけですが、嘱託給として計上しております現嘱託職員の前年度の給料が約1億4,100万円。それから、賃金として計上しております現臨時パート職員の前年度の賃金が、これは先ほど申し上げました約3億円。共済部分に該当いたします社会保険料が臨時パート職員、それから嘱託職員合計で約6,200万円でございますので、総合計は約5億300万円であったということになります。したがって、今年度が5億1,800万円でございますので、約1,500万円ほど増加したという計算でございます。

以上でございます。

○森重委員

ちょっとなかなか比較が難しい。さまざまところで見ますと、前回から考えますとよくこの1,500万円ぐらいで抑えられたなというふうに思いますけども。大きくは物件費が人件費に各分類されて、その辺のところはちょっと読みにくいんですけども、理解をいたしました。

今回の会計任用の職員さんは退職金の対応になるということなんですが、これは3年勤めて、5年勤めてっていう期間があるのかもしれませんが、それは済みませんが、この4月からがスタートの3年、5年ということなんですか。そこをちょっと確認します。

○加川総務課長

会計年度の退職手当でございますが、こちら会計年度任用職員として1年間経過した後に発生するものでございますので、今年度は今から制度が始まるということで予算計上はございません。来年度以降必要に応じて計上する可能性があるということでございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。ものすごく大きな人件費のアップになるのかなと思いましたが、いろいろ努力されたのか、採用の枠が狭まったのかなともいうふうにも考えましたが、そうでもないようなので。その辺りはちょっとまだよくわかりませんが、しっかり

今年度の大きな会計年度任用職員制度のスタートとなりますので、総合的な配分や効率化をしっかりと、人の働き方改革の中の一環ですので、よろしくお願いをいたしたいと思っています。

以上です。

○田邊委員

こんにちは。重ねて今の240ページをお願いします。会計年度任用職員以外の上のほうなのですが、先ほど説明がありましたが、令和2年度の職員退職手当と2億5,418万円で10人分ということなのですが、令和元年度の退職者、これについての正確な数字を教えてくださいということをお願いします。

○加川総務課長

令和元年度、今年度の退職予定者でございますが、定年退職14人、それから定年前の早期退職6人の20人でございます。

以上でございます。

○田邊委員

それで、いわゆる20名が元年度に退職されると。そして、この中でおそらく退職分を新規に採用すると思われるんですが、新規の予定は令和2年度ではこういった形でしょうか。

○加川総務課長

令和2年4月1日の新規採用予定者は10人でございます。

○田邊委員

その予定は10人というところで、その職種については、一般行政職及びに技術の方、保育など、そういったところがわかれば教えてくださいということなんですけど。

○加川総務課長

予定でございますが、一般行政職が3人、それから保育が5人、それから土木職が1人、保健師が1人でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。私が言いたいのは、昨年に今度会計年度任用職員がいわゆる条例化して、会計年度でいわゆる非正規の方が手当とかそういった報酬の面では優遇されたということなんですけど、今までの行政改革の中で、いわゆる政策的な現象もあり、団塊の世代が今度大量に退職するということについてはいわゆる自然減という考えなんですけど、団塊の世代が大量に退職していく中で、退職者と同数の新規の採用が必要ではな

いかという考えで、今ちょっと質問しました。

そういった中で、職員の数が下がる。この基本的に下がるということは、自治体の業務は住民といわゆる直接接するサービスなので、職員数が下がることで住民のサービスが低下するという恐れがあるというところが、ちょっと今回の予算については、元年に20名退職される、しかしながら、2年度には10名の採用ということになると、その辺り。20名減った中のあと10名はどういった形で賄うんでしょうか。

○加川総務課長

今年度定年退職予定者の中で、フルタイムの再任用をされる方をその程度想定をしているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

フルタイムの再任用で賄うと。とにかく私が言いたいのは、20名退職されるなら、相応に10名じゃなくて、あと10名、20名の枠で正職員、一般行政職なり技術の職員なりを採用すべきだというところが重要であると思います。

それと、国のほうでも災害対応でいわゆる技術の職員が足りないから各自治体も大変だということで、極力技術の職員を雇ってもらおうというところが重要じゃないかと。今回の予算については、新規採用が10人という形で、いわゆる会計年度任用職員というのは会計年度の契約なんで、あくまで。それは継続的な雇用の安定にはちょっとつながらないと私は思いますので、以上で。この辺りは主張だけでいいです。

○仲山委員

5点ばかり質問させていただきます。先ほど先行して質問があった分からいきたいと思います。

山口県総合防災訓練事業、概要のほうでは25ページですか、予算のほうでは69ページのほうに出ております。先ほどの話で大体概略わかりましたけれども、まず市内の総合防災訓練としては、毎年、市のほうでやってきていますけれども、ことしはその分はなくて、この1回だけというふうに理解していいんですか。

○呉橋防災危機管理課長

先ほどから説明させていただきましたように、令和2年度につきましては、県の総合防災訓練の引き受け手になることから、この1回とすることとしております。

以上でございます。

○仲山委員

これまで、続けて市内各所で総合防災訓練やってきています。何かちょっとさみしいような気がしますので、できればコミュニティ、あるいは校区単位、そのぐらいでの防災会での訓練なんかをできれば後押しをするような形で、市内で何カ所が行われるよう

なことがあるといいかなと。何か途切れるような印象になるとちょっと残念だなという気がしています。その辺りも考えて、当然考えていらっしゃるかもしれませんが、その辺りどうでしょう。

○呉橋防災危機管理課長

現在でも市の防災訓練以外にも地域の自主防災であるとか自治会単位の自主防災組織であるとか、そういう単位で防災訓練は現実には数多くされています。市の補助金を使って防災訓練をやるところもかなり多くありますので、そういう相談があったときには、我々は積極的に助言しながら、よりよい訓練になるようにアドバイス、助言をしながら進めているところです。今年度につきましても、可能な限り支援、アドバイスをしていきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○仲山委員

市のほうで要請して、防災士をとっていらっしゃいますアドバイザーの方なんかも人数も増えてきているかと思います。そういった方々の御協力も得て、各地でより積極的に働きかけていただければと思います。

補足的にこの訓練のことについて、ちょっと聞かせていただいていいかどうか。具体的な災害の設定というのはあるんですか、この訓練に関しては。

○呉橋防災危機管理課長

大地震を想定しております。

○仲山委員

わかりました。地震、津波も関係あるのかもしれませんが。そういった地震に対する訓練だと。わかりました。ありがとうございます。

ちなみに、この訓練に光市の関係者、私は室積なので、気になるところではあるんですが、牛島の方々は当然訓練に関係されるんでしょうけれども、それ以外、例えば関係の深い室積あたりの組織や住民や何かもかかわることがあるのかどうか、お伺いしてもいいですか。

○呉橋防災危機管理課長

先ほど申し上げましたように、訓練の詳細が決まっておらないという状況でございますので、その辺りについては未定ということで御理解ください。

○仲山委員

了解しました。

次にまいります。予算説明資料のほうの20ページのところ。それから、先ほどの会計年度任用職員のところの説明でも開きました予算書の240ページのほう。それと、1番

もとは、予算書のほうのこれは45ページですか。各所に出ておりますが、期末勤勉手当についてお伺いしたいと思います。

ちなみに、順々に今の説明でページをめくっていく中で、それぞれに書いてある数字の意味合いが違うのか、数字が違っていたりするので、その辺りのことをお伺いしてもいいですか。数字が本年度っていうところの数字の含んでいるものが違うんですかね、これは。20ページの人件費調のキに出ている数字、期末勤勉手当 5 億3,922万円。それと、予算書の240ページのほうに職員手当等の内訳というところに出ている期末勤勉手当、下の段ですね、真ん中ほど、5 億1,702万円ですか。それと、大きくまたこれそれぞれ含んでいるっていうことは違うのかなと思うんですけれども、予算書の総務費のところ45ページのほうの期末勤勉手当と出ているもの、この意味合いをお伺いしても。

○加川総務課長

予算説明資料20ページのキにあります金額は、21ページの下のところ、事業費支弁にかかるというのがあると思いますけれども、その職員の期末勤務——。ちょっと済みません。

大変失礼いたしました。20ページの期末手当でございますが、これは特別職も含めての期末分が入っております。それから、先ほど少し言いかけても、事業費支弁にかかるものを抜いておるという差引があって、こういった金額になっておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

そういったことで差が出てきているということですね。わかりました。

この期末勤勉手当ですね。支給に当たり、勤務状況や成果と言いますか、成績と言いますか、期末勤勉手当の支給に当たっての評価評定みたいなものはあるのでしょうか。

○加川総務課長

勤務状況の成果に関しましては、国と同様に人事評価制度に基づいて実際に上げた業績結果、これに対する評価を行う業績評価を実施しております。その仕組みでございますけれども、まず年度当初に所属長が組織における重点組織目標、それから、その他の目標、新規事業であるとか、問題解決への取り組みであるとか、こういったものを設定いたします。その後、各職員が自らの担当業務に関連して、その組織目標を達成する上で、それぞれの職責、職位に応じて果たすべき役割、これを目標な形で3から5項目掲げ、それを年度末にどれぐらい達成できたかという形で評価するというところで実施しております。

以上でございます。

○仲山委員

それに当たっての評価があるということを確認させていただきました。ありがとうございます。

ざいました。

次に、防災指令拠点整備事業、概要だと12ページ、予算書だと51ページのやや上のほうにあります。先ほど説明の中にもありました、総合防災システム導入に向けての視察といった説明であったかと思います。もう少し、こういったようなことを見に行くつもりなのか、その狙いみたいなことがあるようでしたらお伺いできますか。

○加川総務課長

総合防災情報システムの視察ということで、今年はこれに特化した視察を行いたいと考えております。一般的に総合防災行政システムと申しますと、情報の収集であるとか共有、分析、それから発信、そういった機能があるわけでございますけれども、こういった機能がいかにか一元的かつ円滑に管理運用できているか。それから、あとは機能であるとか表示画面の見やすさ、捜査のしやすさ、それから機器を選定されておるわけですから、その選定の上でこういった点をポイントにしたかとか。それから、実際に使用しての感想であるとか運用における課題であるとか、こういったことを調査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

内容を理解させてもらいました。ありがとうございました。

次にまいります。概要の12ページ及び予算書の67ページに当たります、防災避難所環境整備についてですけれども、備蓄する設備や物資等の内容については、ある程度これまでの質問の中でいろいろと一般質問等も含めて理解してきているところですが、具体的なところで、例えば備蓄品の数量や規模なんかを決めるときの根拠とか考え方みたいなものについてお伺いできますか。

○呉橋防災危機管理課長

備蓄の数量の根拠となるものですが、これは基本的には平成30年度の7月豪雨災害、このときの開設した避難所数であるとか避難者の数を参考にしながら、概ね3日程度維持できるということを基本にしております。

また、ただ、不足する場合等ございますが、これとか現物備蓄になじまないものは協定により調達することを考えております。基本的には一昨年(平成30年)の7月豪雨の避難所の状況であるとか、人数によって備蓄品の数量とかを概ね決定しておるところであります。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○仲山委員

一昨年(平成30年)の7月豪雨災害のときの想定で、3日分を目安にという話でありました。多く備蓄すれば多く備蓄するほど、それはいいのかもしれませんが、実際にはそれがきり

がないと言えはきりがないことでもあります。7月豪雨だけでなく、もう少し実際の被災地の情報なども含めて、どれくらいが適当なのかしっかりと備蓄のほうの量について、検討していただければと思います。

また、以前、伊勢に視察に行ったときにも向こうの方が強調されていた、あれは確か伊勢市だったと思うんですけども、トイレの処理剤が大変重要であるということをおっしゃられたのを前もお話をしたかと思いますが、それも含めて検討いただければと思います。

あと、1点質問させていただきます。予算書の79ページ、選挙啓発事業について、概要のほうでも書かれております、投票率向上を図るために広報啓発用品を作成ということで、消耗品費に上げられております。例年というか昨年と比較しまして1.5倍ということで増額もされているということで、力を入れていらっしゃるんだらうなということとは伺い知れますが、どういったものを作成して、どのように活用する予定かということについて、お伺いします。

○松村選挙管理委員会事務局長

選挙啓発事業の消耗品費についてでございますが、現在想定しておりますのは、来年度執行予定の光市長選挙及び光市議会議員一般選挙において投票率向上を図るための広報啓発用品として、のぼり旗20枚とポケットティッシュ2,000個の作成を考えております。

活用方法につきましては、今までの選挙では市内の事業所に配布をしたり、期日前投票所で配布をしたりしてございましたが、投票率の向上により効果的な活用になるよう、今後選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会と協議を行い、連携して取り組みを行いたいと考えております。

また、こうした広報啓発用品につきましては、選挙の日程、期日前投票等の周知に有効であると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

私も、ティッシュペーパーもらったことが以前にあったかと思いますが。のぼり旗20本、ティッシュ2,000個作成という話でありますけれども、これまで徐々に徐々に投票率が下がってきております。非常に残念に思っております。先日行いました、高校生との意見交換会のほうでもこのテーマで行ったりしましたけれども、やはり高校生というか18歳の投票率というのも、なかなか厳しい状況にあります。どこかに絞ってやるというのがなかなか難しい啓発活動だろうと思いますけれども、例えば年度によって、例えば高校生というか18歳、選挙権が得られる人たちに向けてやる年があったりとか、何か工夫をしながら啓発活動を行っていただければと希望しておきます。

以上です。

○田邊委員

消防のほうをちょっと聞きます。189ページの説明欄の下から10番目、消防団管理運営事業の消防用備品購入費、これについて先ほどは説明がありました569万円ですけど、小型動力ポンプ2基と防火衣という形なんですけど、内訳をお願いします。

○中原消防担当課長

備品購入費の内訳ということで、今議員からありましたように小型動力ポンプ2台、防火衣4セットでございます。そのほかに小型動力ポンプの付属品、こういったものも含まれております。ちなみに、小型動力ポンプにつきましては、現在23台を配備しておりますが、こちらにつきましては、消火活動に欠かせない装備品でございますので、概ね16年、これを目安に更新しております。

防火衣につきましては、東日本大震災、こちらの教訓を踏まえまして、平成26年消防団の安全装備品というものが拡充されておりますので、定数を見直し、平成28年度から計画的に更新を行っております。

以上でございます。

○田邊委員

今の小型動力ポンプ2基を更新するということなんですけど、新しく更新する能力については、同程度か、それとも優れているのか。その辺りをお願いします。

○中原消防担当課長

小型動力ポンプの能力についてでございますけれども、まず放水性能に応じてB級、C級、それからD級というふうに区分されております。購入予定の小型動力ポンプにつきましては、最も能力の高いB級。ちなみに1分間に500リットル以上の放水が可能となっております。現状のポンプ性能と同程度のものになっております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

討論

○田邊委員

議案第1号、令和2年度光市一般会計予算総務部所管分について、反対の立場で討論いたします。

令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が新設されますが、職員の受け皿として有期雇用契約である臨時職員や非常勤職員の任用要件を厳格化、増大し、こういったものは、いわゆる職員の働き方改革で、今までよりはよくなったと私は思います。しかしながら、今まで行政として正規職員を減らされた部分、これについて、令和2年度においても、令和元年度末に20名退職で令和2年度に10名の採用というところは、やはり20

名必要ではないかということを私は強く主張しておきたいというところで、反対の意見を述べさせてもらいます。

以上です。

採決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市国民保護計画の変更について

説 明：呉橋防災危機管理課長 ～別紙

質 疑：なし